

生涯学習センターの委託業務に関する事業計画書

公益財団法人鳥取県教育文化財団

1 生涯学習の普及振興に関する基本的な考え方

(1) 生涯学習センターの指定管理者を希望する理由

鳥取県教育文化財団は、昭和55年1月の生涯学習センター開設当初から施設・設備の保全及び利用者の応接に関する業務を受託し、県教育委員会と連携しながら生涯学習センターの運営に携わってきた。

さらに、指定管理者制度が始まった平成18年度からは、生涯学習センターの管理運営業務を受託し、コスト削減と利用者へのサービスの向上を図りながら、多様な生涯学習・社会教育活動や交流活動等ができる拠点施設としての実績を上げてきた。

なお、平成25年4月からは公益財団法人に移行し、郷土の教育文化の向上発展及び生涯学習の振興に資することを目的として事業を行うこととした。

今後も財団の特性や長年培ったノウハウを活かし、平成27年11月17日鳥取県教育審議会答申「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」(以下、「県教育審議会答申」という。)の趣旨を尊重して、県や市町村、大学等他機関との連携を図りながら、鳥取県の生涯学習の振興に寄与していきたいと考え、生涯学習センターの指定管理者を希望する。

(2) 生涯学習の普及振興に関する基本方針

- ① 生涯学習センターは、鳥取県の生涯学習振興の中核拠点施設であることを十分に認識し、鳥取県の施策や、県教育審議会答申に基づいて、県や市町村、大学等他機関との連携強化を図りながら、鳥取県の生涯学習の普及振興を積極的に行う。
- ② 県民や県内の学習機関と直接接して、これらの声を反映した学習機会や情報提供、地域(現場)で活躍する人材を応援することで、生涯学習の機運醸成を図る。
- ③ 生涯学習センターの管理運営については、各種法令を遵守しながら、適正に施設管理を行い、利用者に安全で快適な学習環境を提供する。

また、常に利用者のニーズや要望を把握し、環境整備や施設設備の充実等を図りながら、利用者サービスに心がけ、一層賑わいのある施設を目指す。

- ④ 公益財団法人として、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する。なお、収益は生涯学習の普及振興に充てる。

(3) 生涯学習の振興を図るための学習相談の実施計画

- ① 社会教育主事、生涯学習コーディネーターの有資格者及び生涯学習相談員を配置し、生涯学習に関するさまざまな相談に対応する。
- ② 県教育委員会や市町村、各種学習機関等と連携するとともに、独自調査により情報の収集及び整理を行い、各種の相談に対応する。
- ③ 学習相談受付時には、生涯学習に関する情報収集が可能な「とっとり県民学習ネット」の活用方法を紹介し、自主的な学習を支援していく。
- ④ これまで学習相談をとおして、学習団体や公民館同士の交流会を企画・運営したり、介護施設と学習グループをつなげたりするなど、ただ単に相談受付のみに終わるのではなく、コーディネートをして次の活動につなげた実績がある。このような実績を活かし今後も相談者の要望に応じてコーディネートを行う。

(4) 県内生涯学習団体への支援実施計画

- ① 県内の生涯学習に取組む団体・グループを支援する目的で、平成18年10月に設立した生涯学習スクール「まなび」には、現在、62団体が登録され、約870名が生涯学習センターを拠点として生涯学習に取組んでいる。

この「まなび」登録団体については、活動の継続を目的として、優先的に利用受付を行うとともに、とっとり県民カレッジ連携講座として受講者募集も行っている。第4期指定管理期間においても引き続き県内の生涯学習団体及び生涯学習に取組む個人に同支援を継続する。

- ② 現在の「まなび」は、活動拠点が生涯学習センターとなっているため、対象は県内の団体となっているものの、実際、中部・西部の学習団体については支援ができないのが実情である。

この状況を改善するため、生涯学習センター以外で自主的に活動している団体で、「まなび」の規程に適う団体からの申込みがあれば審査後に「まなび」登録団体及びとっとり県民カレッジ連携講座として登録し、情報誌、折込みチラシ、ホームページ等をとおして広報や仲間募集を行う。また、チラシ配架や発表会等の開催時の後援依頼があれば支援する。

なお、今後新たに「まなび」に登録する団体については、自己実現や生きがいづくりのみを目的として学習するのではなく、学習の成果を地域に還元する活動をおこなっている、若しくは活動予定の団体であることを登録条件として加味する。

- ③ 従来どおり、生涯学習センターに学習成果発表の場を設ける。また、中部、西部においても学習成果発表の場を設けるよう、ニーズを捉えて検討し、生涯学習団体や個人への支援を全県に拡大する。

- ④ 県内生涯学習団体への支援については、「まなび」の取組だけでは不十分と考える。県内には趣味活動以外にもさまざまな分野の生涯学習に取組み、その学びを活かして自主的に地域づくり等をおこなっている個人や団体がある。

長年活動している団体においては、高齢化による後継者不足や活動に行き詰ま

りを感じている団体も少なくない。また、世代を問わず社会貢献に意欲があり、学んだことを地域づくりに活かしたいと思いながら踏み出せないでいる人、活動を始めたものの解決策が分からず立ち止まっている人、共感者を求めている人など、さまざまな問題を抱えている個人や団体も多い。

これらの問題を解決するために、社会教育主事や生涯学習コーディネーターの専門性を有する職員を配置して、これまでのコーディネート経験を活かしながら、生涯学習相談や情報提供、課題解決型講座の企画・運営を積極的に行っていく。

また、ホームページやSNS、情報誌、チラシ等を活用して、情報提供や生涯学習団体の紹介、仲間募集などを行い、人と人、団体と団体、人と団体が縦横につながることができるようネットワークの構築を図っていく。さまざまな機関と連携し、生涯学習センターがプラットフォームとなるように努めたい。

(5) 団体交流室入居団体への支援の実施計画

- ① 団体交流室入居団体専用の会議室と印刷室を確保する。
- ② 団体活動が円滑に行えるようにコピー機の設置やその消耗品の支援を行う。
- ③ 入居団体代表者会議などで意見要望等の把握や連絡事項の周知に努める。
- ④ 事務効率向上のため、環境整備を行う。
- ⑤ 入居団体の活動状況や予定行事などを情報誌やホームページ等で紹介する。
- ⑥ 生涯学習センター職員を対象としておこなっていた職員研修を入居団体職員も希望があれば参加できるように計画する。

(6) 生涯学習展示コーナーの企画・運営計画

- ① 公民館、学校、文化団体、社会教育団体、生涯学習スクール「まなび」の登録団体等や生涯学習に取り組む鳥取県内に在住又は在勤している個人の生涯学習の成果発表の場として、1階ロビーに生涯学習展示コーナーを設ける。
- ② 「生涯学習展示コーナーの展示に関する規程」の条件を満たしている団体・個人の発表については、無料で場所を提供する。
- ③ 展示・発表に必要なパネル、照明等の備品の充実を図る。
- ④ 展示の案内表示等の設置を行う。
- ⑤ 展示の準備や後始末の際は職員が支援する。
- ⑥ 事前予告や発表の様子については、ホームページ、SNS、情報誌、施設掲示等で広報するほか、新聞等報道機関へ情報提供を行う。

(7) ふれあい文庫の充実に向けた企画・運営計画

- ① 1階ロビーの一角に、主に県民の寄贈本による「ふれあい文庫」を設置する。
- ② 寄贈本は、主に文庫本としているが、近年、親子の来館者が増加傾向にあるため、絵本や子育てに関する本も配架するように計画する。
- ③ 寄贈本以外にも社会教育・生涯学習関連本ほか利用者のニーズを捉えて書籍を購入し、閲覧ができるように整備する。

- ④ 開館時は自由に利用できる文庫とする。
- ⑤ 文庫の特色を生かすため貸出台帳は設けない。
- ⑥ 文庫が利用しやすいように整理を行うとともに、利用状況の把握に努める。
- ⑦ 利用促進を図るために、ホームページ、SNS、情報誌等で広報活動に努める。

(8) 生涯学習センター施設を活用しての、県民の生涯学習の振興を図るための自主事業の実施計画

① 生涯学習スクール「まなび」の設置

県民の自主的な生涯学習活動を支援する目的で平成18年度に自主事業として設置した生涯学習スクール「まなび」については、生涯学習スクール「まなび」の設置に関する規程に基づき、登録団体の受付や受講者募集、発表の場の提供、交流の機会提供などの支援を行う。

② 「まなび・ふれあい交流会」開催

「まなび・ふれあい交流会」は、「まなび」登録団体と県内の生涯学習に取組む団体等が参加して、学習成果の発表と参加者同士の交流をおこない、生涯学習の機運醸成を目的として、平成19年度から毎年開催している。生涯学習センターと外部の有識者1名と参加団体の代表者4名で運営委員会を組織し、交流会の運営方針を決定する。また、参加団体代表者全員も加えて実行委員会を組織する。3日間で延べ約2,600名～2,800名の来場実績がある。中部、西部からの参加者もあり、さまざまな発表や活動紹介が行われる。平成31年度以降においても「まなび・ふれあい交流会」を開催する。

③ 「生涯学習情報提供コーナー」の設置

1階ロビーと4階に情報提供コーナーを設け、県内外の生涯学習情報やイベント情報、県・市町村・大学・各種団体広報誌、生涯学習関連資料等を配架し、積極的に情報提供を行う。

④ 「ランチタイムイベント」開催

生涯学習に取組む団体、個人の学習成果発表の場として、1階ロビーで昼の時間帯に「ランチタイムイベント」を開催する。

発表にあたっては、センター職員が音響、司会、会場設営、案内表示等の支援を行う。利用料、出演料、入場料は無料とする。

開催日は、発表者の希望やホール、生涯学習展示コーナー等の利用と調整して決定する。月2回程度の開催を目指す。

⑤ 「魔法の板“カプラ”で遊ぼう！」（仮称）開催

当財団が購入した12,000ピースのカプラブロックで、親子（保護者と子ども）や参加者と創作活動を行うことにより、コミュニケーションを図りながら集中力、創造力、協調性を養う講座を開催する。

また、講座とは別に1階ロビーにおいて、子どもから高齢者までが自由に創作活動を行う機会を設ける。

⑥ 鳥取看護大学「まちの保健室」開催

鳥取看護大学と連携して鳥取看護大学「まちの保健室」を開催する。「まちの保健室」は、県民の健康増進はもとより、現在直面している健康寿命の延伸、介護予防、引きこもり、こころの健康、子育て支援などの問題に対応するため、県市町村ほか関連機関と連携した取組を行っている。

この「まちの保健室」は、大学の教員や学生、住民ボランティアにより運営される。生涯学習センターで「まちの保健室」を開催することで、県民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯学習への意欲喚起を行う。

また、運営に携わる学生や住民ボランティアに対しては、学びの場、活動の場を提供し支援を行う。

⑦ その他、生涯学習センターを利用して行う自主事業については、県民のニーズや要望を把握しながら企画・実施する。

⑧ 上記の事業については、ホームページ、SNS、新聞等、チラシ、情報誌等で広報を行う。

(9) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営計画

① 県教育審議会答申の趣旨を尊重し、県教育委員会が進める生涯学習振興施策に基づき、生涯学習センターが鳥取県の生涯学習振興の中核機関であることを念頭におき、積極的に県民に学習機会の提供を行う。

② とっとり県民カレッジ講座の企画・運営に関する業務について

とっとり県民カレッジ講座は、課題解決型、参加型の講座とする。

企画段階から県教育委員会、市町村等と連携を密にし、市町村が抱える問題や受講者の要望、社会の要請等を踏まえ、有識者の意見を聴きながら、若者、子育て世代、高齢者、或いは社会全体の現代的課題を多角的に分析し、テーマを設定して効果的な学習プログラムの構築を図る。

講座形態は、講演会のみに留まらず、実践発表、フィールドワーク、グループワーク等の学習の手法を取り入れ、着実に学びの成果が地域づくり等に活かすことができるよう企画する。

運営にあたっては、第3期指定管理期間に培ったとっとり県民カレッジ講座のノウハウを活かし、市町村との役割分担を明確にして行う。

また、他会場でも同時に学習機会を提供するため、業者に委託してライブ配信を行う。

講座終了後は、講座実施の成果・課題をまとめ、県教育委員会等関係課所に報告し、次回の講座設定に反映させる。

③ 高等教育機関と連携した講座の企画等について

県内の高等教育機関と連携した講座を設定する。設定にあたっては、高等教育機関との意見交換の場を設け調整を密に行う。

講座開催当日の運営補助、ライブ配信業務を行う。

講座終了後は、講座実施の成果・課題をまとめて県教育委員会、各高等教育機

関等関係課所に報告し、次回の講座設定に反映させる。

④ 有識者から意見を求める会の設定

講座の企画、運営等にあたっては、県教育委員会と連携し、有識者等から意見を求める会を設定し、「受講者の要望」と「社会の要請」のバランスが取れた講座を目指す。

(10) 生涯学習情報の提供に関する業務の実施計画

① 鳥取県の生涯学習振興の中核機関として、県民に学習情報の提供を積極的に行う。

② 連携講座の登録等について

各学習機関が開催する講演会、講座、シンポジウム、イベント、展示、生涯学習スクール「まなび」の登録講座等を「連携講座」として登録し、県民に学習情報を提供する。

行政機関、教育機関、生涯学習活動団体、その他の各種団体等が主催する公開性のある講座等を連携講座として登録する。原則、一般県民対象のものを基本とするが、参加対象者が限定される事業でも、現代的課題を扱うなど生涯学習の推進に資する事業は連携講座とする。この場合、市町村民対象の講座でも登録可能とする。

なお、宗教・政治活動、特定の思想、信条に基づいたもの、暴力団等の団体が関与するもの、営利を目的としたものは連携講座としない。

常に情報収集を行うとともに、各学習機関に個別に声掛けを行なうなど、講座数を増やすよう努める。

③ 生涯学習情報システム「とっとり県民学習ネット」の運用

登録した連携講座を随時学習ネットに掲載する。

④ 生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の企画・発行について

「生涯学習とっとり」に県内の生涯学習情報を掲載し、1回につき4,800部を年6回、県市町村、公民館、大学、小中高等学校、公的機関、企業、マーケット等に配布し、無料で広く県民に提供する。

幅広い年代層の興味を引くように、紙面構成や内容、デザインを工夫するとともに、ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の理念に配慮した情報誌とする。

巻頭ページでは、学びの成果を地域づくりに活かしている団体を取り上げる。現地を訪ねて取材を行い、県民に地域づくりの事例を詳しく紹介する。

連携講座やおすすめ学習情報、県教育委員会や生涯学習センター事業紹介等のページを設ける。その他、常に情報収集を行い、タイムリーな情報をバランスよく提供できるように企画する。

鳥取県広報連絡協議会に加盟し、各種研修会等に参加して、企画、編集のスキルアップを図る。

⑤ 生涯学習センターの1階ロビーと4階にある情報提供コーナーの充実を図り、他機関から多く寄せられている生涯学習情報を積極的に配架して提供する。

(11) 生涯学習センターの利用促進を図るための業務の実施計画

- ① 生涯学習センター利用者や社会教育団体等の交流促進のため、環境美化、施設設備の保全整備や巡回警備を行い、安全で快適な環境を整えて利用促進に努める。
- ② アンケート等で利用者ニーズや要望を把握し、利用者サービスに努め利用促進につなげる。
- ③ 生涯学習スクール「まなび」を充実させて固定利用者の増加を図る。ただし、公の施設であることを念頭におき、不特定多数が利用できる施設となるよう配慮する。
- ④ 生涯学習センターを利用した自主事業講座等を充実し、利用促進と交流を図る。生涯学習に取り組む個人・団体等の学習成果の発表と交流を目的として、ロビーに「生涯学習展示コーナー」や「ランチタイムイベント」ができる場を設ける。また、年1回「まなび・ふれあい交流会」を開催する。
生涯学習センターが所有する「カプラ」ブロックを使った講座を開催するとともに、ロビーに子どもから高齢者まで幅広い年代の人が自由に創作活動と交流ができる機会を設ける。
- ⑤ 情報誌や新聞折込みチラシ、ホームページ、SNS、新聞等で広報を行い、利用促進を図る。
- ⑥ 県内社会教育団体等の拠点として3階に団体交流室がある。入居団体への支援を行う。
- ⑦ 直接、県内の社会教育団体等に出向き、意見交換をして信頼関係の構築及び連携促進をお願いする。

(12) 過去の生涯学習・社会教育に関する事業実施実績

- ① 鳥取県教育文化財団は、平成18年度から平成30年度まで生涯学習センターの指定管理者として管理運営業務を受託し、仕様に定められた事業を行うとともに、指定管理者が独自に企画した事業を実施し、生涯学習・社会教育の普及振興に努めてきた。
- ② 過去に実施した独自事業は別紙1のとおりであり、参加者から高い評価を得ている。

2 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の方針

- ① 施設の設置目的を果たす管理運営を行う。

生涯学習センターの設立趣旨や生涯学習施策を進めるための中核拠点施設であることを十分に認識し、県教育委員会と連携して管理運営にあたる。

社会教育関係団体や生涯学習に取組む者へ研修の場や情報提供、学習相談に対応するとともに、施設利用を通じて生涯学習・社会教育に取組む個人や各種団体、学校、企業等の交流促進に積極的に取り組むことにより、社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を図ることを管理運営の基本に据える。

- ② 安全・安心・快適な学習環境の提供を行う。
- ③ 公平・平等な管理運営を行う。
- ④ 法令等を遵守した適切な施設維持管理を行う。
- ⑤ 利用者のニーズを把握し、利用者の視点に立ったサービスの向上を図る。
- ⑥ コスト削減を可能にする管理運営に努める。
- ⑦ 利用者の増加に努め、利用料等収益増を目指す。
- ⑧ 県民や関係機関との連携を視野に入れた効果的な管理運営を行う。

(2) 他の施設管理の実績

生涯学習センターの管理運営以外に、過去に鳥取県立武道館（現：鳥取市武道館）、鳥取県立鳥取少年自然の家（廃止）の管理運営、平成16年度まで鳥取県立埋蔵文化財センター、平成17年度まで鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立大山青年の家を管理運営していた。平成28年度から平成30年度まで大山青年の家の指定管理者である。

3 県教育委員会との連携調整に係る基本的な考え方

(1) 県教育委員会が行う事業に対する優先利用の確保策

県教育委員会が行う事業で生涯学習センターの利用を希望される場合は、受付期間外であっても予約受付をする。

(2) 県教育委員会との連携及び調整方策

① これまで生涯学習センターの運営にあたっては、常に県教育委員会と連絡を密にし、協議しながら業務を実施してきた。平成31年度以降においても同様とする。

② 鳥取県の生涯学習の振興に資するためには、県教育委員会の生涯学習推進施策に従い、県教育委員会と指定管理者が連携して事業を実施することが重要である。

第3期指定管理期間からとつとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」の運営や情報提供事業が指定管理者の業務範囲となり、さらに第4期においては、全県を対象とした生涯学習団体等への支援やとつとり県民カレッジ講座の企画、高等教育機関と連携した講座の企画、有識者から意見を求める会の設定等の業務が追加となった。これらの業務を行うためには、専門性や市町村、大学等との連携が必要不可欠であるため、これまで以上に県教育委員会との連携強化を図っていきたい。

4 管理の基準・サービスの提供内容

(1) 開館時間の考え方と設定内容

開館時間は、現行どおりの9時から21時（日曜祝日は19時）までとする。

ただし、東部教育局や団体事務所が入居しているため、朝は8時30分から対応する。

また、設備点検作業等及び工事を実施するため臨時に開館時間を変更する。

なお、県教育委員会から指示があった場合には、開館時間について臨機に対応する。

(2) 休館日の考え方と設定内容

生涯学習センターには、東部教育局や社会教育団体などの事務所があり、平日を休館にすることのできない。また、利用者へのサービスの観点から、休館日は12月29日から1月3日までの6日間とする。

ただし、設備点検作業や工事等を実施するために臨時に休館日を設ける。

なお、その他の理由で臨時休館が必要な場合は、県教育委員会と協議して決定する。

また、県教育委員会から指示があった場合には、休館日の変更について可能な限り対応する。

(3) 利用料金表とその考え方

平成18年度から当財団が指定管理者として生涯学習センターの管理運営を行ってきた。指定管理者制度導入前の平成17年度と平成29年度実績とを比較すると、利用人数は1.6倍、利用件数は3.2倍、利用料収入は2.4倍となり、子どもから高齢者までが利用され、賑わいのある施設となっている。

生涯学習センターは、利用料金制を導入しているため、収益減が生じると運営や利用者サービス、生涯学習振興の質の低下につながる。また、施設利用申し込みは、社会情勢や天候等に影響されやすいため、平成31年度は利用料金を指定管理募集要項で定められた金額（現行どおり）とする。

なお、平成31年10月に消費税が改正される予定であるが、平成31年度中は利用料金を改定しないこととし、平成32年度以降、消費税10%に対応した利用料金に改定する。施設の貸出しにあたっては、別紙2-1のとおり「鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）の利用の許可の申請等に関する規程」を定め施設の貸出しを行う。

利用料金についての詳細は、別紙2-2のとおりである。

(4) 利用料金の減免基準とその考え方

減免基準に基づき、県教育委員会や学校、社会教育団体などの利用に対しては減免を適用している。

生涯学習センターの運営にあたっては、利用料金制が導入されている関係上、利用料収益の減少は全体の運営等に影響してくるため、指定管理募集要項で提示されたとおりの減免基準とする。

詳細は別紙2-3のとおりである。

(5) 施設設備の維持管理、衛生環境確保に向けた考え方

- ① 技術管理係を設け、機械・電気の専門課程を修了した常勤の技術職員を2名配置し、施設・設備の維持管理及び衛生環境確保を計画的に行う。
- ② 生涯学習センターは特定建築物に該当し、各種法令を遵守することが義務づけられているため、施設・設備の維持管理のうち、特に専門性を有するものについては専門業者に保守点検等を委託する。
- ③ 施設設備が長期安定的に保つことができるよう、技術職員による日常点検を行い、快適な環境の維持と異常の早期発見に努め、50万円未満の修繕については積極的に行う。
また、施設設備の状況を定期的に県に報告し、大修繕が必要な場合は県に修繕をお願いする。
- ④ 日常の清掃は外部業者に委託するが、職員自らも環境美化に努める。

(6) 外部委託の考え方

- ① 外部委託はエレベータ保守など14業務であり、ほとんど法令が適用されるものである。
- ② 不特定多数の県民が利用する集客施設の安全・衛生・快適性等を確保するため、専門業者による定期的な保守点検を行う。
- ③ 委託先の選定は県の会計規則を準用し原則として入札を行うが、これによりがたい場合は随意契約を行い、コストの削減と適正な業者の選定を行う。
- ④ 業者の選定にあたっては、原則県内業者とする。ただし、ホール機器保守点検等の特殊な委託については県内に受託可能な業者がないことから、県外業者に委託する。詳細は別紙3のとおりである。

(7) 自動販売機設置の考え方

平成26年度から平成30年度までの5年間、業者に再委託してジュースやお茶等清涼飲料水の自動販売機を1階ロビーと研修室の多い4階に各1台設置している。平成31年度からも同様に設置して利用者サービスを行う。

なお、自動販売機の設置については、適正な県内業者に再委託する。詳細は別紙4のとおりである。

(8) レストラン設置の考え方

レストランは、研修室等利用者への利便性の向上を図るため、現在委託している業者に再委託して昼食時を中心に営業する。

メニューや営業時間等については、アンケートや聞き取りにより利用者のニーズを的確に把握し、積極的にレストランの運営に活かす。

なお、アルコール類及びたばこは、販売しない。

詳細は、別紙5-1、別紙5-2、別紙5-3のとおりである。

(9) パソコン研修室の活用方策

現状と同様、パソコン研修室にノートパソコンを設置し、学習に適した環境を整備する。施設利用料金とパソコン等設備利用料金を定め、一般貸出を行う。

また、パソコン研修以外にも研修会や会議等でも利用できる研修室とし、利用促進を図る。

(10) 施設利用者へのサービスの向上策

- ① 研修室等の貸出業務や生涯学習相談等を一ヵ所で対応できるように、引き続き1階事務所に受付窓口を設ける。
- ② 学習に必要な資料等のコピーが自由にできるように、1階ロビーにコイン投入式のコピー機を設置している。
- ③ パソコン研修室以外の部屋でもインターネットが無料で利用できるように整備している。
- ④ 1階ロビーでインターネットが無料（1日最大60分）で利用できるようにWi-Fi環境を整備している。
- ⑤ 返金可能なコインロッカーを1階に設置し、盗難防止や利便性を確保している。
- ⑥ 研修で必要な機器の貸出しや操作指導を行う。
- ⑦ 清涼飲料水の自動販売機を設置している。
- ⑧ レストランから各研修室へ出前ができるようにサービスを行う。
- ⑨ 1階と4階に情報提供コーナーを設け、ポスター・チラシ・生涯学習資料などを置き、学習やイベント等さまざまな情報を提供する。
- ⑩ アンケートや窓口等で利用者のニーズを把握し、サービス向上に活かす。

(11) 個人情報の保護への対応

- ① 鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき定めた、公益財団法人鳥取県教育文化財団個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程等により対応する。
- ② 個人情報が適切に保護されるように配慮し、生涯学習センターの管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的には使用しない。
- ③ 利用申込や講座申込みの際に得た個人情報は、適正に取り扱い、申込者の同意がないものについては第三者に提供しない。
- ④ 利用者等から得た個人情報が記載されている書類やデーターは鍵のかかるロッカーで厳重に保管する。また、データーが外部に漏れないようにセキュリティーを強化したパソコン環境とする。外部とのデーターのやり取りにUSB等は使用しないなど職員に徹底する。

(12) 情報の公開への対応

- ① 当財団は、「法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるもの全額を県が拠出している法人」に該当するため、鳥取県情報公開条例に基づき、生涯学習センターの管理に関して保有する情報を積極的に公開する。

- ② 催し物の案内や活動状況、会館の利用状況などの情報は、利用者の同意を得たものでないと情報提供はしない。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

① 事務所に常駐している職員が各種警報機器を監視しており、異常等が発生した場合は直ちに現場確認の上、館内放送をして避難誘導等適正に対応する。また、関係機関への連絡を迅速に行う。

② 定期的に館内巡回を行い未然防止に努める。

③ 火災、地震、停電、大雨、冬季の積雪、AEDの取扱い、不審者、不審物、暴力行為、盗難、脅迫電話、差別落書き、爆破予告、急病人発生等の緊急時には、「危機管理マニュアル」に従って迅速に対応する。

閉館中においては、警備会社や電気保安業者に委託し、異常を察知した場合は、警察とも連携して迅速に対処する。

④ 消防法第8条第1項に基づき、生涯学習センターにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、その他の災害及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的として消防計画を策定する。

館長を防火管理委員長、防火管理者を副委員長とし、館内全職員で防火管理委員会を組織する。日頃から火災予防に努めるため避難施設等の自主チェックを毎週実施する。

また、館長を自衛消防隊長とした自衛消防隊を設置し、防災マニュアルに基づき、消防署や消防設備保守点検業者の協力を得て年2回総合訓練を実施する。

なお、生涯学習センターは、消防法令を遵守し優良であるとして「防火対象物特例認定」を受けており、今後も利用者の安全確保に努める。

⑤ 災害等については、鳥取県と連携してJ-ALENTの管理を行い、有事の際、利用者に適切な行動を呼びかけることができるよう日常点検と監視に努める。

⑥ 災害時の施設使用については、県の指示に従う。

(2) 緊急時の体制・対応

① 緊急時は迅速に対応できるように、適正な職員配置をおこなう。また、休日夜間に発生した場合は、緊急連絡網に従って迅速に連絡し、「危機管理マニュアル」に基づき対応する。

② 急病人が発生した場合は、救急車を要請するとともに、職員により速やかに救命救急を行う。

生涯学習センターの職員は定期的に普通救命講習を受講している。平成30年2月13日付けで鳥取県応急手当推進事業所として鳥取県知事より認定を受けている。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ① 職員に対して接遇研修を行い、利用者への丁寧な応対を心がけるとともに、日常的に館内巡回をして未然に防止できるように利用者へ声かけをする。
- ② 施設設備の点検や館内美化に努めて、利用者に快適な交流と活動の場を提供するよう努める。
- ③ 不当要求責任者を定め、不当な要求行為に対しでは、マニュアルに基づいて適切に対応を行う。
- ④ 常に利用者のニーズや要望、苦情を把握するため、利用者アンケートを実施する。アンケートは毎月集計して、結果は県教育委員会社会教育課に報告するとともに、センターホームページに公開する。苦情等があった場合は、改善に努める。また、県教育委員会の意見を聞き適正に対応する。

6 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ① 窓口での聞き取りやメール・アンケートを活用して利用者の声を把握するとともに、意見・要望の内容や処理方針及び結果は、ホームページに公開する。
- ② 利用者からの要望については、備品の設置や施設の改修等の軽微なものは積極的に対応する。
しかし、指定管理者で対応できない事項もあることから、引き続き県教育委員会と協議しながら利用者の要望に応えていく。

7 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

- ① 業務を円滑に実施するため、総務係、生涯学習係、技術管理係を設ける。
- ② 館長には学校教育施設の勤務経験者で、経営に堪能な者を充てる。
- ③ 総務係には、経理に堪能な出納員を兼ねた総務係長を置く。利用者の応接や施設の利用申込受付・貸出し、利用者サービス、その他事務を行う事務職員を置く。
- ④ 「とっとり県民カレッジ講座の企画・運営」や「生涯学習の情報提供に関する業務」を着実に実施するため、生涯学習係の体制を強化する。

生涯学習に精通した生涯学習係長を置く。また、社会教育主事の資格を有する生涯学習指導員を2名配置する。その他、生涯学習相談や生涯学習に取組む団体等の支援を積極的に行うため、生涯学習相談員を置く。

- ⑤ 技術管理係には、機械及び電気関係の課程を修了し、舞台照明及び音響設備操作に堪能な技術職員を2名置く。また、早朝と閉館前の巡回警備のため、警備員2名雇用し、交替勤務とする。

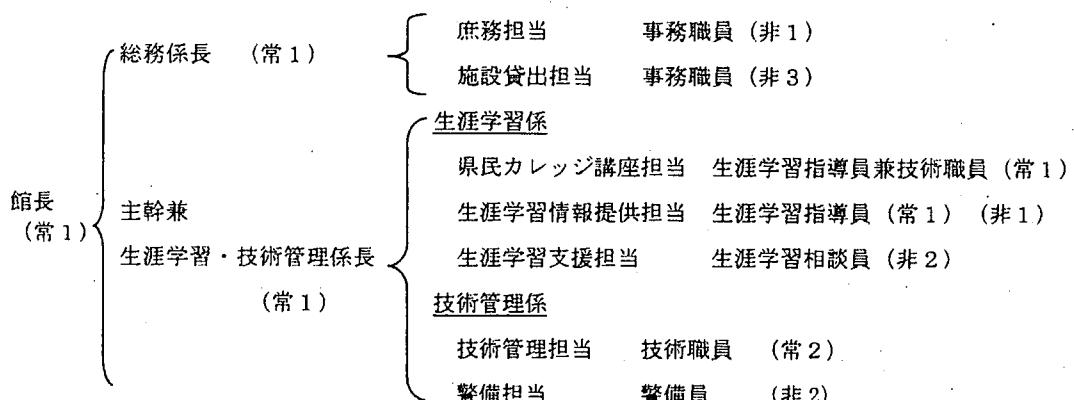
なお、技術管理係長については、当面、施設管理の経験豊富な生涯学習係長が兼務する。また、生涯学習指導員の内1名を技術管理係と兼務とする。

数年後には、技術職員の内1名を技術管理係長とする。

- ⑥ 職員配置については、休館が年末年始のみで、年間の開館日数が多いことや1日の開館時間が長いためシフト制とする。

館内巡回警備や利用者の案内、機械・電気設備の操作、講座開催、他機関との連絡調整、県内の団体支援業務等により、事務所が不在になる可能性があるため、日雇臨時職員の配置やシルバー人材センターの活用も検討しながら、職員配置計画を適正に行う。また、職員間で連絡、報告を確実に行い、補完しながら業務にあたる。

- ⑦ 全職員がAEDを使用するための救命救急講習を受講する。また、2～3年ごとに更新講習を受講し、いつでも急病人対応が行えるように体制を整える。
 - ⑧ 平成31年度の組織及び職員の配置については次のとおりである。



(2) 職員の職種等

常勤職員と非常勤職員、パート職員の職種や資格等は次のとおりである。

勤務・指導経験及び資格等は次のとおりである。

- | | |
|--------------------|------------------|
| ア 甲種防火管理者の資格 | イ 機械及び電気関係の課程を修了 |
| ウ 舞台照明及び音響設備の操作に精通 | エ 特別管理産業廃棄物管理責任者 |
| オ 社会教育主事 | カ 生涯学習コーディネーター |

職種（職名）	雇用 関係	月勤務 日 数	担当する業務内容	資格等	現在の 施設職 員の継 続雇用 の可否	人件費 (千円)
館 長	常勤	常勤	受託業務統括	学校教育 O B	可	5,767
総務係長 (出納員)	常勤	常勤	事業計画・報告、予算・執行・経理・ 決算、給与、施設の利用許可、係統 括		可	6,097

事務職員	非常勤	月 19 日	収入・支払事務、手数料徴収、給与・職員の福利厚生・旅費、団体交流室支援、入居団体負担金、利用許可及び貸出補助		可	2,472
事務職員	非常勤	月 19 日	施設利用受付・貸出・利用料収入事務、施設予約システム・メール管理、利用統計調査		可	2,472
事務職員	非常勤	月 19 日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、文書発送・收受、郵券管理、自販機・複合機等管理、貸出物品管理		可	2,472
事務職員	非常勤	月 19 日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、催物案内パネル表示、業務日誌		可	2,472
主幹 兼 生涯 学習・技術管理係長	常勤	常勤	生涯学習事業全体企画、係統括、県民カレッジ講座の企画・運営、契約技術管理係統括	再雇用 力	可	4,135
生涯学習指導員	常勤	常勤	生涯学習情報提供(生涯学習とつとり)、生涯学習講座企画・実施、統計資料作成ほか	才	可	4,412
生涯学習指導員兼技術職員	常勤	常勤	県民カレッジ講座の企画・運営 県内生涯学習団体の支援ほか・ホームページ・SNS等運用ほか	ア・オ	可	3,508
生涯学習相談員	非常勤	月 19 日	生涯学習情報提供(システム運用、県民カレッジ登録等)、情報収集、その他情報提供ほか		可	2,472
生涯学習相談員	非常勤	月 19 日	生涯学習交流会事業、ランチタイムイベント、ふれあい文庫、チラシ等発送ほか		可	2,472
生涯学習相談員	非常勤	月 19 日	生涯学習支援事業(「まなび」の支援・加入促進)、生涯学習展示コーナー、生涯学習相談事業、		可	2,472
技術職員	常勤	常勤	舞台技術(音響)、施設・設備の整備計画と保全管理、危機管理・貸出物品準備及び指導、契約	ア・イ ウ・エ	可	4,173
技術職員	常勤	常勤	舞台技術(照明)、施設・設備保全管理、消防計画策定・実施、危機管理・貸出物品管理・準備及び指導、	ア・イ ウ	新採用	3,473
警備員 2名	非常勤	週 21 時間	施設点検、警備、開閉館・環境美化・清掃衛生		可	1,440
計 (常勤 7名 31,565 ・ 非常勤 9名 18,744)						50,309
運営委員	委嘱		県民カレッジ運営委員 交流会運営委員		一	324
臨時職員(技術)	日雇		ホールほか音響・照明・舞台技術センター技術職員OB	ア・イ ウ・エ	一	722
臨時職員(事務)	日雇		データ入力、チラシ、生とり発送作業等		一	482
計 (委員報酬 325 ・ 日雇臨時職員 1,203)						1,528
合 計						51,837

※平成31年度事業実施においては、担当する業務内容等について若干の変更もある。

利用者の応接、施設貸出等については、担当職員を中心に全職員が係わり、利用者サービスに努める。

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

業務の円滑な継続性に配慮して、現在雇用する職員は原則希望により継続雇用する。

(4) 日常の職員配置

定められた業務を確実に行うとともに、利用者へのサービスと安全確保をおこなうため、開館中は事務所に常時複数の職員を配置する。担当者以外でも受付業務、利用申込受付、利用料の徴収、学習相談、機械電気設備の操作及び利用指導、館内警備、利用者サービス、AEDやJ-ALEERT等緊急時対応ができるように補完しながら業務を行う。

また、とつとり県民カレッジ講座の企画・運営や情報提供事業を担当する職員については、県市町村や大学等との連絡・調整を円滑に行うことができるよう、原則、平日勤務で対応する。

勤務日・勤務時間が職員によって異なるため、必要に応じて勤務を要しない日を振替える。

標準的な勤務表は別紙6のとおりである。

(5) 人材育成

- ① 現在、全国公立文化施設協会や鳥取県文化施設協議会、全国生涯学習・社会教育センター等協議会、鳥取県広報連絡協議会ほか業務に関連する団体に加盟しており、これらの団体が主催する各種研修会等への参加をとおして、他機関との交流と職員のスキルアップを図っている。今後も継続する。
- ② 生涯学習・社会教育の業務能力向上ため、毎年、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター主催の全国生涯学習センター等研究交流会に参加し、生涯学習センターとしてのあり方、方向性、学習手法等について研鑽を積むとともに、他県や大学の生涯学習センターとの情報交換と交流を行っている。また、鳥取県教育委員会や県内外の関係機関が実施する研修会に積極的に参加しており、今後もスキルアップを図る。
- ③ 施設の維持管理を適切に行い、音響・照明操作や舞台技術のスキルアップを図るため、各種研修会に参加する。
- ④ 当財団は、公益法人会計に基づき、鳥取県の会計規則を準用して経理事務を行っている。適正に事務を行うため、公益法人会計について学ぶとともに、鳥取県会計事務説明会等に積極的に参加する。
- ⑤ 年に2回、全職員を対象として接遇、人権、あいサポート運動、危機管理、男女共同参画、ワークライフバランス、救命救急など、テーマを決めて研修会を企画し資質の向上を図っている。今後も継続していく。

(6) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

公益財団法人鳥取県教育文化財団単独での応募である。

(7) 障がい者又は高齢者の雇用計画

区分	職種(職名)	雇用関係	年間雇用日数 配置人數	従事する業務	延べ人數
障がい者	日雇 臨時職員	日雇い 1日 7時間45分	年3日 1人/日	まなび・ふれあい 交流会の記録用ビ デオ撮影	3人
計					3人
高齢者	非常勤職員 (警備員)	1年契約 更新あり 1日3時間 週3~4日	年354日程度を 2人で交替		354人
	日雇 臨時職員 (技術職)	日雇い 1日 7時間45分	年60日程度 1人/日 ホール貸出等によ り変動	音響・照明・舞台 進行業務	60人
	日雇 臨時職員 (事務職)	日雇い 1日 7時間45分	年26日程度 3人/日程度	「生涯学習とつ り」、ちらし発送、 学習ネットデータ 入力等	78人
計					421人

※高齢者の日雇臨時職員の雇用人数や日数については、ホール等利用状況や
チラシ部数等により変動がある。

8 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令に係る監督行政機関からの指導等はない。

9 委託、工事請負の発注予定

(1) 発注予定

委託については、別紙3のとおりである。工事請負についての発注予定はない。

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

委託先	内 容	期間	金額(概算)	発注先	選定方法
シルバー人材センター	「まなび・ふれあ い交流会」開催に 係る駐車場整理、 会場準備、後片付、 受付等作業委託	5日間 程度	160,000円	県内	随意契約

※ 障がい者就労施設へは委託としての発注はないが、「まなび・ふれあい交流会」
において、来場者対象にパンや菓子、物品等の販売をお願いしている。

なお、生涯学習センターは、販売手数料は徴取していない。

10 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数45、5人以上の事業者であり、
法定雇用率を達成している。
- レ 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が45、5人未満の事業者であり、
障がい者を雇用している。
障がい者を雇用していない。
※イベント開催時のみ障がい者を雇用している。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- レ 男女共同参画推進企業に認定されている。
男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

ISO14001、TEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて
認証登録されている。

- レ 認証登録されていない。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- レ 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。
家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

(5) あいサポート企業等の認定

- レ あいサポート企業等に認定されている。
※事業所（県立生涯学習センター）として認定されている。

あいサポート企業等に認定されていない。

その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

11 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

現在、指定管理者として管理運営業務にあたっている。本事業計画の実施に向けて
は、平成30年度から準備ができるためスムーズな移行が可能である。

(2) その他

①生涯学習センター施設以外で行う自主事業について

当財団は、公益財団法人であり、東部地区ばかりでなく全県を対象とし、不特定多

数の者を対象とした事業展開が求められている。

このため、1-(8)の「生涯学習センター施設を活用しての、県民の生涯学習の振興を図るための自主事業の実施計画」で記載した自主事業以外にも県内で事業を行う。

平成31年度に計画している事業は次のとおりである。

・家庭教育支援講座 出前講座「魔法の板‘カプラ’で遊ぼう！」開催

親子のコミュニケーションを図り、創作活動を行うことで集中力、創造力、協調性を養うことを目的として本講座を出前で開催する。

県内の保育園、幼稚園、小学校、公民館等を対象としており、申込みにより東部、中部、西部の各1箇所で開催する講座である。

・とつとり県民カレッジ講座と自主企画講座（ふるさと再発見講座、生涯学習公開講座）の企画について

ふるさとに誇りをもち、ふるさとの魅力を再発見して地域づくり等に活かすことを目的として、平成19年度からふるさと再発見講座を実施している。学習形態は、県内の自然、歴史、食文化などをテーマとし、主に現地研修を行っている。

これまで、自然講座として草花等の自然観察会、歴史講座として県内の歴史的建造物や発掘現場を訪ねる学習会、食文化講座として県内の食品工場や漁港等を見学し、地域の産物を活用して地域づくりをおこなっている団体から学ぶ学習会などを行ってきた。

また、29年度にはふるさとの宝を見出し、地域づくりにつなげることを目的として講演、実践発表、意見交換を取り入れた講座を中部で開催した。

どの講座も定員を上回るほどの申込みがあり、開催を待ち望む声も多いため、可能な限り同様の講座を継続していきたい。

②今後の生涯学習センター自主事業のあり方について

平成31年度よりとつとり県民カレッジ講座を企画するにあたって、ふるさと再発見講座の一部と生涯学習公開講座の内容が重複する可能性があるため、今後、有識者等の意見を聞いて自主事業を検討していきたい。

(様式 3)

鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

法人の名称 (公益財団法人鳥取県教育文化財団)

(単位:千円)

		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計	備考
収入項目	利用料金収入	15,362	15,640	15,840	15,940	16,040	78,822	
	その他の収入	3,023	3,060	3,060	3,060	3,060	15,263	H31～団体負担金含む
	県委託料	91,679	92,520	92,520	92,520	92,520	461,759	
収入合計 (A)		110,064	111,220	111,420	111,520	111,620	555,844	
人件費	常勤職員	31,565	32,829	33,278	33,771	34,708	166,151	
	非常勤職員	18,744	18,744	18,744	18,744	18,744	93,720	
	委員報酬	324	324	324	324	324	1,620	
	日雇臨時職員	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204	6,020	
	合 計	51,837	53,101	53,550	54,043	54,980	267,511	
維持管理費	諸謝金	10	10	10	10	10	50	
	旅費交通費	504	508	508	508	508	2,536	
	食糧費	7	7	7	7	7	35	
	消耗品費	1,685	1,359	1,398	1,191	730	6,363	
	燃料費	33	33	33	33	33	165	
	印刷製本費	217	217	217	217	217	1,085	
	光熱水費	14,930	14,284	14,284	14,284	14,284	72,066	
	修繕費	2,135	1,732	1,732	1,498	1,018	8,115	
	通信運搬費	1,099	1,104	1,104	1,104	1,104	5,515	
	手数料	601	603	603	603	603	3,013	
	保険料	65	67	67	67	67	333	
	委託費	14,843	15,186	15,103	15,103	15,186	75,421	
	賃借料	3,647	3,680	3,456	3,456	3,456	17,695	
	支払負担金	56	56	56	56	56	280	
	租税公課	4,231	5,002	5,021	5,069	5,090	24,413	
	合 計	44,063	43,848	43,599	43,206	42,369	217,085	
事業費	生涯学習推進事業	2,919	2,941	2,941	2,941	2,941	14,683	
	生涯学習支援事業	2,178	2,197	2,197	2,197	2,197	10,966	
	生涯学習講座事業	741	744	744	744	744	3,717	
	とつとり県民力レッジ講座	5,314	5,363	5,363	5,363	5,363	26,766	
	生涯学習情報提供事業	3,931	3,967	3,967	3,967	3,967	19,799	
	合 計	12,164	12,271	12,271	12,271	12,271	61,248	
	法人会計(財団事務局経費)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
支出合計 (B)		110,064	111,220	111,420	111,520	111,620	555,844	

(様式3-1)

平成31年度鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

(公益財団法人鳥取県教育文化財団)

(単位:千円)

科 目	内 訳	金額
収入項目	利用料金収入 研修室等利用料 13,086 入居団体等利用料 2,276	15,362
	その他の収入 取扱手数料 787 受講料 63 広告料 0	3,023
	雑収益 (利息ほか) 7 (団体負担金※) 2,166	
	県委託料	91,679
収入合計 (A)		110,064
人件費	常勤職員 館長(1) 総務係(1) 生涯学習係(3) 技術管理係(2) 計7名	31,565
	非常勤職員 総務係(4) 生涯学習係(3) 計7名 警備員(2)	18,744
	委員報酬 県民力レッジ運営委員(6) 207 交流会運営員(4) 117	324
	臨時職員 障がい者(3日間)・舞台技術等作業・データ入力・発送作業ほか	1,204
	合 計	51,837
	諸謝金 職員研修講師謝金	10
支出項目	旅費交通費 費用弁償 132 普通普通 366 特別旅費 6	504
	食糧費 来客用茶代	7
	消耗品費 事務用文具類・各種電池・ロビー用新聞・照明関係・トイレ消臭剤 研修室用マーカー・設備機器消耗部品・収入印紙・その他消耗品	1,685
	燃料費 自家発電機用軽油・除雪機用ガソリン・公用車用ガソリン	33
	印刷製本費 封筒・会館案内パンフレット印刷ほか	217
	光熱水費 電気代 9,094 上水道代 728 下水道代 780 ガス代 (冷暖房用) 4,315 (給湯器用) 13 計 4,328	14,930
	修繕費	2,135
	通信運搬費 電話 回線使用料・通話料ほか	193
	インターネット・ホームページ経費ほか	386
	Pテレホン	68
維持管理費	DoSPOT利用料	90
	携帯電話	111
	郵券料 施設貸出及び事務連絡に係る郵券ほか	248
	電波利用料	3
手数料		601
	塵芥処分代	191
	水質検査・ピアノ2台整調調律	113
	振込手数料	137
	産業廃棄物ほかゴミ処分料・雑排水管ほか清掃	70
	パソコン及び各システム設定料	0
	クリーニング・洗車	4
	職員講習会	16
	HP更新料・動画修正	70
保険料	公立文化施設賠償責任保険料等	65
		65

科 目	内 訳	金額
委託費		14,843
	庁内警備委託料	249
	消防用設備等保守点検委託料	420
	エレベーター保守委託料	1,439
	ホール舞台吊物点検委託料	995
	庭園管理委託料	251
	一般清掃作業委託料	6,727
	貯水槽清掃作業委託料	
	害虫防除作業委託料	926
	フィルター清掃委託料	
	建築物環境衛生管理委託料	
	グリストラップ清掃委託料(産業廃棄物処分含む)	125
	電気保安委託料	375
	空気調和機保守委託料	462
	冷温水発生機(冷暖房機)保守委託料	1,090
	ホール舞台照明設備保守点検委託料	785
	ホール音響設備保守委託料	330
	中央監視装置保守委託料	600
	音響・照明・舞台調整作業等業務委託料	69
	駐車場等除雪業務委託料	0
維持管理費		
賃借料		3,647
	大型プリンター・ホール用プロジェクター再賃借料	41
	事務所用パソコンほか賃借料	679
	館内情報案内揭示システム賃借料	266
	会計システム賃借料	526
	統合型脅威管理装置賃借料	131
	パソコン研修室用ファイアウォール賃借料	131
	パソコン研修室ウィルスソフト更新料	39
	NHK受信料	15
	ホールプロジェクター賃借料(DLP方式)	251
	電話交換設備賃借料	458
	沢井出公園(臨時駐車場)使用料	30
	公用車賃借料	618
	複合機賃借料	462
支払負担金	県・全国公文協会費及び社会保険協会負担金等	56
租税公課	消費税	4,231
合 計		44,063
生涯学習 推進事業 費	【事業内容】 生涯学習の推進のために支援と学習機会の提供を行う。 謝金305・旅費交通費99・食糧費75・消耗品費408・燃料費106・印刷製本費939 通信運搬費374・手数料18・保険料16・委託料206・賃借料373 ○生涯学習支援事業 【内容】 学習相談・社会教育団体や 県民の自主的な生涯学習活動を支援する。	2,919 2,178

科 目	内 訳	金額																																		
	<ul style="list-style-type: none"> * 生涯学習相談 【内容】生涯学習に関する相談受付 33 * 団体交流室支援 【内容】会館に入居する社会教育関係団体への支援 128 * 県民への生涯学習支援 【内容】県民の生涯学習活動を支援発表と交流の場の提供 2,017 ※中西部の生涯学習団体等にも支援拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい文庫 【内容】寄贈本による文庫運営 ・生涯学習展示コーナー 【内容】発表の場の提供 ・生涯学習スクール「まなび」 【内容】学習機会の提供と自主活動支援 ・まなび・ふれあい交流会 【内容】学習成果発表と交流 <p>○生涯学習講座事業 【内容】学習機会の提供 741</p> <ul style="list-style-type: none"> * ふるさと再発見生涯学習講座 【内容】学習機会の提供 (ふるさとの歴史・自然・食等について学習) 279 * 健康セミナー 【内容】学習機会の提供 (まちの保健室・健康セミナー等を開催) 151 * 家庭教育支援講座 【内容】学習機会の提供 (親子のコミュニケーションを図る) 311 																																			
支出項目 事業費	<p>とっとり県民力レッジ講座(新)</p> <p>【事業内容】とっとり県民力レッジ講座の企画・運営等 謝金969・旅費交通費478・食糧費24・消耗品費196・燃料費33・印刷製本費355 通信運搬費189・手数料275・委託料2,144・賃借料651</p> <p>生涯学習情報提供事業</p> <p>【事業内容】・連携講座の登録等 ・生涯学習情報提供システム「とっとり県民学習ネット」の運用 ・生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の企画・発行 情報誌 年6回発行(1回4,800部)公的機関・学校・利用者等へ配布 ・SNS等の活用 謝金0・旅費交通費6・消耗品費94・燃料費17・印刷製本費2,531 通信運搬費714・手数料556・賃借料13</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr><td>事業費</td><td>12,164</td></tr> <tr><td>諸謝金</td><td>1,274</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>583</td></tr> <tr><td>費用弁償</td><td>0</td></tr> <tr><td>普通旅費</td><td>28</td></tr> <tr><td>特別旅費</td><td>555</td></tr> <tr><td>食糧費</td><td>99</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>698</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>156</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td><td>3,825</td></tr> <tr><td>通信運搬費</td><td>1,277</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>0</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>849</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>16</td></tr> <tr><td>委託費</td><td>2,350</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>1,037</td></tr> <tr><td>支払負担金</td><td>0</td></tr> </table>	事業費	12,164	諸謝金	1,274	旅費交通費	583	費用弁償	0	普通旅費	28	特別旅費	555	食糧費	99	消耗品費	698	燃料費	156	印刷製本費	3,825	通信運搬費	1,277	広告宣伝費	0	手数料	849	保険料	16	委託費	2,350	賃借料	1,037	支払負担金	0	5,314 3,931
事業費	12,164																																			
諸謝金	1,274																																			
旅費交通費	583																																			
費用弁償	0																																			
普通旅費	28																																			
特別旅費	555																																			
食糧費	99																																			
消耗品費	698																																			
燃料費	156																																			
印刷製本費	3,825																																			
通信運搬費	1,277																																			
広告宣伝費	0																																			
手数料	849																																			
保険料	16																																			
委託費	2,350																																			
賃借料	1,037																																			
支払負担金	0																																			
	合 計	12,164																																		

科 目	内 訳					金額
役員報酬	報 酬	役員報酬 (常勤 理事長)		382		427
		役員報酬 (非常勤 理事・評議員・監事)		45		
給料手当	給 料			210		334
	職員手当 (時間外21・期末勤勉84・扶養0・通勤0・住居19)			124		
臨時雇職員						28
福利厚生費	社会 保険料	110 屋用 保険料	3 労災 保険料	2 役員傷害 保険料	3	118
会議費	旅費	9 食糧費	8 報償費	10	賃借料 2	29
諸謝金						70
法人会計	旅費交通費	費用弁償	150 普通旅費	150 特別旅費	70	370
	食糧費					0
支 出 項 目 (財 團 事 務 經 費)	消耗品費					148
	燃料費					14
	印刷製本費					14
	光熱水費					14
	修繕費					70
	通信運搬費					35
	手数料					160
	筆耕翻訳料	テープおこし				17
	委託費					14
	賃借料					28
	支払負担金	互助会負担金				16
	租税公課	消費税 94	法人税等 0			94
	合 計					2,000
	支出合計 (B)					110,064
	差引 (A)-(B)					0

※ 平成31年度から入居団体から徴収する光熱水費、清掃代等の団体負担金は、雑収益(団体負担金)に計上し、光熱水費等全体所要額は支出項目の各科目に計上する。

平成32年度鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

(公益財団法人鳥取県教育文化財団)

(単位:千円)

科 目		内 訳			金額			
収入項目	利用料金収入	研修室等利用料	13,328	入居団体等利用料	2,312	15,640		
	その他の収入	取扱手数料	805	受講料	63	広告料	0	3,060
		雑収益 (利息ほか)	7	(団体負担金※)	2,185			
	県委託料						92,520	
収入合計 (A)						111,220		
人件費	常勤職員	館長 (1) 総務係 (1) 生涯学習係 (3) 技術管理係 (2) 計7名				32,829		
	非常勤職員	総務係 (4) 生涯学習係 (3) 計7名		警備員 (2)		18,744		
	委員報酬	県民カレッジ運営委員 (6)	207	交流会運営員(4)	117	324		
	臨時職員	障がい者(3日間)・舞台技術等作業・データ入力・発送作業ほか				1,204		
	合 計					53,101		
	諸謝金	職員研修講師謝金				10		
	旅費交通費	費用弁償	133	普通普通	369	特別旅費	6	508
	食糧費	来客用茶代						7
	消耗品費	事務用文具類・各種電池・ロビー用新聞・照明関係・トイレ消臭剤 研修室用マーカー・設備機器消耗部品・収入印紙・その他消耗品					1,359	
	燃料費	自家発電機用軽油・除雪機用ガソリン・公用車用ガソリン					33	
支出項目	印刷製本費	封筒・会館案内パンフレット印刷ほか					217	
	光熱水費	電気代	8,593	上水道代	636	下水道代	687	14,284
		ガス代 (冷暖房用)	4,355	(給湯器用)	13	計	4,368	
	修繕費						1,732	
	通信運搬費	電話 回線使用料・通話料ほか					1,104	
		インターネット・ホームページ経費ほか					193	
		PTテレホン					386	
		DoSPOT利用料					68	
		携帯電話					90	
		郵券料 施設貸出及び事務連絡に係る郵券ほか					111	
維持管理費	手数料	電波利用料					253	
		塵芥処分代					3	
		水質検査・ピアノ2台整調調律					603	
		振込手数料					192	
		産業廃棄物ほかゴミ処分料・雑排水管ほか清掃					113	
		パソコン及び各システム設定料					138	
		クリーニング・洗車					70	
		職員講習会					0	
		HP更新料・動画修正					4	
	保険料	公立文化施設賠償責任保険料等					16	

科 目	内 訳	金額
委託費		15,186
	庁内警備委託料	251
	消防用設備等保守点検委託料	504
	エレベーター保守委託料	1,453
	ホール舞台吊物点検委託料	1,004
	庭園管理委託料	253
	一般清掃作業委託料	6,789
	貯水槽清掃作業委託料	
	害虫防除作業委託料	
	フィルター清掃委託料	926
	建築物環境衛生管理委託料	
	グリストラップ清掃委託料(産業廃棄物処分含む)	126
	電気保安委託料	375
	空気調和機保守委託料	462
	冷温水発生機(冷暖房機)保守委託料	1,100
	ホール舞台照明設備保守点検委託料	973
	ホール音響設備保守委託料	330
	中央監視装置保守委託料	605
	音響・照明・舞台調整作業等業務委託料	35
	駐車場等除雪業務委託料	0
維持管理費		
支出項目	賃借料	3,680
	大型プリンター・ホール用プロジェクター再賃借料	41
	事務所用パソコンほか賃借料	686
	館内情報案内揭示システム賃借料	268
	会計システム賃借料	531
	統合型脅威管理装置賃借料	132
	パソコン研修室用ファイアウォール賃借料	132
	パソコン研修室ウィルスソフト更新料	39
	NHK受信料	15
	ホールプロジェクター賃借料(DLP方式)	254
	電話交換設備賃借料	462
	沢井出公園(臨時駐車場)使用料	30
	公用車賃借料	624
	複合機賃借料	466
支払負担金	県・全国公文協会費及び社会保険協会負担金等	56
租税公課	消費税	5,002
合 計		43,848
事業費	生涯学習推進事業 【事業内容】生涯学習の推進のために支援と学習機会の提供を行う。 謝金308・旅費交通費100・食糧費75・消耗品費411・燃料費107・印刷製本費947 通信運搬費376・手数料18・保険料16・委託料207・賃借料376 ○生涯学習支援事業 【内容】学習相談・社会教育団体や 県民の自主的な生涯学習活動を支援する。	2,941 2,197

科 目	内 訳	金額																																		
	<ul style="list-style-type: none"> * 生涯学習相談 【内容】生涯学習に関する相談受付 33 * 団体交流室支援 【内容】会館に入居する社会教育関係団体への支援 129 * 県民への生涯学習支援 【内容】県民の生涯学習活動を支援 発表と交流の場の提供 2,035 ※中西部の生涯学習団体等にも支援拡大 ・ふれあい文庫 【内容】寄贈本による文庫運営 ・生涯学習展示コーナー 【内容】発表の場の提供 ・生涯学習スクール「まなび」 【内容】学習機会の提供と自主活動支援 ・まなび・ふれあい交流会 【内容】学習成果発表と交流 																																			
	○生涯学習講座事業 【内容】学習機会の提供 744 <ul style="list-style-type: none"> * ふるさと再発見生涯学習講座 【内容】学習機会の提供 (ふるさとの歴史・自然・食等について学ぶ) 280 * 健康セミナー 【内容】学習機会の提供 (まちの保健室・健康セミナー等を開催) 151 * 家庭教育支援講座 【内容】学習機会の提供 (親子のコミュニケーションを図る) 313 																																			
支 出 項 目	<p>とつとり県民力 レッジ講座 (新)</p> <p>【事業内容】とつとり県民力レッジ講座の企画・運営等 謝金978・旅費交通費482・食糧費24・消耗品費198・燃料費33・印刷製本費358 通信運搬費191・手数料278・委託料2,164・賃借料657</p>	5,363																																		
事 業 費	<p>生涯学習 情報提供事業</p> <p>【事業内容】・連携講座の登録等 ・生涯学習情報提供システム「とつとり県民学習ネット」の運用 ・生涯学習情報誌「生涯学習とつとり」の企画・発行 情報誌 年6回発行(1回4,800部)公的機関・学校・利用者等へ配布 ・SNS等の活用 謝金0・旅費交通費6・消耗品費95・燃料費17・印刷製本費2,554 通信運搬費721・手数料561・賃借料13</p>	3,967																																		
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>事業費</td><td>12,271</td></tr> <tr><td>諸謝金</td><td>1,286</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>588</td></tr> <tr><td>費用弁償</td><td>0</td></tr> <tr><td>普通旅費</td><td>28</td></tr> <tr><td>特別旅費</td><td>560</td></tr> <tr><td>食糧費</td><td>99</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>704</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>157</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td><td>3,859</td></tr> <tr><td>通信運搬費</td><td>1,288</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>0</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>857</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>16</td></tr> <tr><td>委託費</td><td>2,371</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>1,046</td></tr> <tr><td>支払負担金</td><td>0</td></tr> </table>	事業費	12,271	諸謝金	1,286	旅費交通費	588	費用弁償	0	普通旅費	28	特別旅費	560	食糧費	99	消耗品費	704	燃料費	157	印刷製本費	3,859	通信運搬費	1,288	広告宣伝費	0	手数料	857	保険料	16	委託費	2,371	賃借料	1,046	支払負担金	0	
事業費	12,271																																			
諸謝金	1,286																																			
旅費交通費	588																																			
費用弁償	0																																			
普通旅費	28																																			
特別旅費	560																																			
食糧費	99																																			
消耗品費	704																																			
燃料費	157																																			
印刷製本費	3,859																																			
通信運搬費	1,288																																			
広告宣伝費	0																																			
手数料	857																																			
保険料	16																																			
委託費	2,371																																			
賃借料	1,046																																			
支払負担金	0																																			
	合 計	12,271																																		

科 目	内 訳					金額
支 出 項 目 法 人 会 計 (財 團 事 務 局 經 費)	役員報酬	報 酬	役員報酬 (常勤 理事長)		382	427
			役員報酬 (非常勤 理事・評議員・監事)		45	
	給料手当	給 料			210	334
			職員手当 (時間外21・期末勤勉84・扶養0・通勤0・住居19)		124	
	臨時雇職員					28
	福利厚生費	社会 保険料	110 履用 保険料	3 労災 保険料	2 役員傷害 保険料	3
	会議費	旅費	9 食糧費	8 報償費	10 貸借料	2
	諸謝金					70
	旅費交通費	費用弁償	150 普通旅費	150 特別旅費	70	370
	食糧費					0
	消耗品費					148
	燃料費					14
	印刷製本費					14
	光熱水費					14
	修繕費					70
	通信運搬費					35
	手数料					160
	筆耕翻訳料	テープおこし				17
	委託費					14
	賃借料					28
	支払負担金	互助会負担金				16
	租税公課	消費税 94	法人税等 0			94
	合 計					2,000
支出合計 (B)						111,220
差引 (A)-(B)						0

※ 平成31年度から入居団体から徴収する光熱水費、清掃代等の団体負担金は、雑収益(団体負担金)に計上し、光熱水費等全体所要額は支出項目の各科目に計上する。

(様式3-1)

平成33年度鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

(公益財団法人鳥取県教育文化財団)

(単位:千円)

科 目	内 訳				金額			
収入項目	利用料金収入	研修室等利用料	13,528	入居団体等利用料	2,312	15,840		
	その他の収入	取扱手数料	805	受講料	63	広告料	0	3,060
		雑収益 (利息ほか)	7	(団体負担金※)	2,185			
	県委託料							92,520
収入合計 (A)						111,420		
人件費	常勤職員	館長 (1) 総務係 (1) 生涯学習係 (3) 技術管理係 (2)	計7名			33,278		
	非常勤職員	総務係 (4)	生涯学習係 (3)	計7名	警備員 (2)	18,744		
	委員報酬	県民カレッジ運営委員 (6)	207	交流会運営員(4)	117	324		
	臨時職員	障がい者(3日間)・舞台技術等作業・データ入力・発送作業ほか				1,204		
	合 計					53,550		
	諸謝金	職員研修講師謝金				10		
支出項目	旅費交通費	費用弁償	133	普通普通	369	特別旅費	6	508
	食糧費	来客用茶代						7
	消耗品費	事務用文具類・各種電池・ロビー用新聞・照明関係・トイレ消臭剤 研修室用マーカー・設備機器消耗部品・収入印紙・その他消耗品						1,398
	燃料費	自家発電機用軽油・除雪機用ガソリン・公用車用ガソリン						33
	印刷製本費	封筒・会館案内パンフレット印刷ほか						217
	光熱水費	電気代	8,593	上水道代	636	下水道代	687	
		ガス代 (冷暖房用)	4,355	(給湯器用)	13	計	4,368	
	修繕費							1,732
	通信運搬費	電話 回線使用料・通話料ほか インターネット・ホームページ経費ほか Pテレホン DoSPOT利用料 携帯電話 郵券料 施設貸出及び事務連絡に係る郵券ほか 電波利用料						1,104
	維持管理費	塵芥処分代 水質検査・ピアノ2台整調調律 振込手数料 産業廃棄物ほかゴミ処分料・雑排水管ほか清掃 パソコン及び各システム設定料 クリーニング・洗車 職員講習会 HP更新料・動画修正						603
	手数料	公立文化施設賠償責任保険料等						67
	保険料							67

科 目	内 訳	金額
維持管理費	委託費	15,103
	庁内警備委託料	251
	消防用設備等保守点検委託料	421
	エレベーター保守委託料	1,453
	ホール舞台吊物点検委託料	1,004
	庭園管理委託料	253
	一般清掃作業委託料	6,789
	貯水槽清掃作業委託料	
	害虫防除作業委託料	926
	フィルター清掃委託料	
	建築物環境衛生管理委託料	
	グリストラップ清掃委託料(産業廃棄物処分含む)	126
	電気保安委託料	375
	空気調和機保守委託料	462
	冷温水発生機(冷暖房機)保守委託料	1,100
	ホール舞台照明設備保守点検委託料	973
	ホール音響設備保守委託料	330
	中央監視装置保守委託料	605
	音響・照明・舞台調整作業等業務委託料	35
	駐車場等除雪業務委託料	0
支出項目	賃借料	3,456
	大型プリンター・ホール用プロジェクター再賃借料	41
	事務所用パソコンほか賃借料	686
	館内情報案内揭示システム賃借料	268
	会計システム賃借料	531
	統合型脅威管理装置賃借料	132
	パソコン研修室用ファイアウォール賃借料	132
	パソコン研修室ウィルスソフト更新料	39
	NHK受信料	15
	ホールプロジェクター賃借料(DLP方式)	254
	電話交換設備賃借料(再リース)	238
	沢井出公園(臨時駐車場)使用料	30
	公用車賃借料	624
	複合機賃借料	466
支払負担金	県・全国公文協会費及び社会保険協会負担金等	56
	租税公課	5,021
事業費	合 計	43,599
	生涯学習推進事業	2,941
	【事業内容】 生涯学習の推進のために支援と学習機会の提供を行う。 謝金308・旅費交通費100・食糧費75・消耗品費411・燃料費107・印刷製本費947 通信運搬費376・手数料18・保険料16・委託料207・賃借料376	
事業費	○生涯学習支援事業 【内容】 学習相談・社会教育団体や 県民の自主的な生涯学習活動を支援する。	2,197

科 目	内 訳	金額																																		
	<ul style="list-style-type: none"> * 生涯学習相談 【内容】生涯学習に関する相談受付 33 * 団体交流室支援 【内容】会館に入居する社会教育関係団体への支援 129 * 県民への生涯学習支援 【内容】県民の生涯学習活動を支援発表と交流の場の提供 2,035 ※中西部の生涯学習団体等にも支援拡大 ・ふれあい文庫 【内容】寄贈本による文庫運営 ・生涯学習展示コーナー 【内容】発表の場の提供 ・生涯学習スクール「まなび」 【内容】学習機会の提供と自主活動支援 ・まなび・ふれあい交流会 【内容】学習成果発表と交流 <p>○生涯学習講座事業 【内容】学習機会の提供 744</p> <ul style="list-style-type: none"> * ふるさと再発見生涯学習講座 【内容】学習機会の提供 (ふるさとの歴史・自然・食等について学習) 280 * 健康セミナー 【内容】学習機会の提供 (まちの保健室・健康セミナー等を開催) 151 * 家庭教育支援講座 【内容】学習機会の提供 (親子のコミュニケーションを図る) 313 																																			
とっとり県民力 レッジ講座 (新)	<p>【事業内容】とっとり県民力レッジ講座の企画・運営等 謝金978・旅費交通費482・食糧費24・消耗品費198・燃料費33・印刷製本費358 通信運搬費191・手数料278・委託料2,164・賃借料657</p>	5,363																																		
支出項目 事業費	<p>生涯学習 情報提供事業</p> <p>【事業内容】・連携講座の登録等 ・生涯学習情報提供システム「とっとり県民学習ネット」の運用 ・生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の企画・発行 　　情報誌 年6回発行(1回4,800部)公的機関・学校・利用者等へ配布 ・SNS等の活用 謝金0・旅費交通費6・消耗品費95・燃料費17・印刷製本費2,554 通信運搬費721・手数料561・賃借料13</p>	3,967																																		
	<table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>12,271</td></tr> <tr><td>諸謝金</td><td>1,286</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>588</td></tr> <tr><td>費用弁償</td><td>0</td></tr> <tr><td>普通旅費</td><td>28</td></tr> <tr><td>特別旅費</td><td>560</td></tr> <tr><td>食糧費</td><td>99</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>704</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>157</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td><td>3,859</td></tr> <tr><td>通信運搬費</td><td>1,288</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>0</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>857</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>16</td></tr> <tr><td>委託費</td><td>2,371</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>1,046</td></tr> <tr><td>支払負担金</td><td>0</td></tr> </table>	事業費	12,271	諸謝金	1,286	旅費交通費	588	費用弁償	0	普通旅費	28	特別旅費	560	食糧費	99	消耗品費	704	燃料費	157	印刷製本費	3,859	通信運搬費	1,288	広告宣伝費	0	手数料	857	保険料	16	委託費	2,371	賃借料	1,046	支払負担金	0	
事業費	12,271																																			
諸謝金	1,286																																			
旅費交通費	588																																			
費用弁償	0																																			
普通旅費	28																																			
特別旅費	560																																			
食糧費	99																																			
消耗品費	704																																			
燃料費	157																																			
印刷製本費	3,859																																			
通信運搬費	1,288																																			
広告宣伝費	0																																			
手数料	857																																			
保険料	16																																			
委託費	2,371																																			
賃借料	1,046																																			
支払負担金	0																																			
	合 計	12,271																																		

科 目	内 訳					金額	
法 人 会 計 支 出 項 目 (財 團 事 務 局 經 費)	役員報酬	報 酬	役員報酬 (常勤 理事長)		382	427	
		役員報酬 (非常勤 理事・評議員・監事)			45		
	給料手当	給 料			210	334	
		職員手当 (時間外21・期末勤勉84・扶養0・通勤0・住居19)			124		
	臨時雇職員					28	
	福利厚生費	社会 保険料	110 履用 保険料	3 労災 保険料	2 役員傷害 保険料	3	118
	会議費	旅費	9 食糧費	8 報償費	10 貸借料	2	29
	諸謝金						70
	旅費交通費	費用弁償	150 普通旅費	150 特別旅費	70		370
	食糧費						0
	消耗品費						148
	燃料費						14
	印刷製本費						14
	光熱水費						14
	修繕費						70
	通信運搬費						35
	手数料						160
	筆耕翻訳料	テープおこし					17
	委託費						14
	賃借料						28
	支払負担金	互助会負担金					16
	租税公課	消費税 94	法人税等 0				94
	合 計						2,000
支出合計 (B)						111,420	
差引 (A)-(B)						0	

※ 平成31年度から入居団体から徴収する光熱水費、清掃代等の団体負担金は、雑収益(団体負担金)に計上し、光熱水費等全体所要額は支出項目の各科目に計上する。

(様式3-1)

平成34年度鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

(公益財団法人鳥取県教育文化財団)

(単位:千円)

科 目		内 訳			金額			
収入項目	利用料金収入	研修室等利用料	13,628	入居団体等利用料	2,312	15,940		
	その他の収入	取扱手数料	805	受講料	63	広告料	0	3,060
		雑収益 (利息ほか)	7	(団体負担金※)	2,185			
	県委託料						92,520	
収入合計 (A)						111,520		
人件費	常勤職員	館長 (1) 事務 (1) 生涯学習 (3) 技術管理 (2)	計7名			33,771		
	非常勤職員	事務 (4) 生涯学習 (3) 技術管理 (1)	計8名	警備員 (2)		18,744		
	委員報酬	県民力レッジ運営委員 (6)	207	交流会運営員(4)	117		324	
	臨時職員	障がい者(3日間)・舞台技術等作業・データ入力・発送作業ほか					1,204	
	合 計						54,043	
	諸謝金	職員研修講師謝金					10	
	旅費交通費	費用弁償	133	普通普通	369	特別旅費	6	508
	食糧費	来客用茶代						7
	消耗品費	事務用文具類・各種電池・ロビー用新聞・照明関係・トイレ消臭剤 研修室用マーカー・設備機器消耗部品・収入印紙・その他消耗品					1,191	
	燃料費	自家発電機用軽油・除雪機用ガソリン・公用車用ガソリン					33	
支出項目	印刷製本費	封筒・会館案内パンフレット印刷ほか					217	
	光熱水費	電気代	8,593	上水道代	636	下水道代	687	14,284
		ガス代 (冷暖房用)	4,355	(給湯器用)	13	計	4,368	
	修繕費							1,498
	通信運搬費	電話 回線使用料・通話料ほか					193	1,104
		インターネット・ホームページ経費ほか					386	
		PTテレホン					68	
		DoSPOT利用料					90	
		携帯電話					111	
		郵券料 施設貸出及び事務連絡に係る郵券ほか					253	
維持管理費		電波利用料					3	
	手数料	塵芥処分代					192	603
		水質検査・ピアノ2台整調調律					113	
		振込手数料					138	
		産業廃棄物ほかゴミ処分料・雑排水管ほか清掃					70	
		パソコン及び各システム設定料					0	
		クリーニング・洗車					4	
		職員講習会					16	
		HP更新料・動画修正					70	
	保険料	公立文化施設賠償責任保険料等					67	67

科 目	内 訳	金額
委託費		15,103
	庁内整備委託料	251
	消防用設備等保守点検委託料	421
	エレベーター保守委託料	1,453
	ホール舞台吊物点検委託料	1,004
	庭園管理委託料	253
	一般清掃作業委託料	6,789
	貯水槽清掃作業委託料	
	害虫防除作業委託料	926
	フィルター清掃委託料	
	建築物環境衛生管理委託料	
	グリストラップ清掃委託料(産業廃棄物処分含む)	126
	電気保安委託料	375
	空気調和機保守委託料	462
	冷温水発生機(冷暖房機)保守委託料	1,100
	ホール舞台照明設備保守点検委託料	973
	ホール音響設備保守委託料	330
	中央監視装置保守委託料	605
	音響・照明・舞台調整作業等業務委託料	35
	駐車場等除雪業務委託料	0
維持管理費		
支出項目	賃借料	3,456
	大型プリンター・ホール用プロジェクター再賃借料	41
	事務所用パソコンほか賃借料	686
	館内情報案内揭示システム賃借料	268
	会計システム賃借料	531
	統合型脅威管理装置賃借料	132
	パソコン研修室用ファイアウォール賃借料	132
	パソコン研修室ウィルスソフト更新料	39
	NHK受信料	15
	ホールプロジェクター賃借料(DLP方式)	254
	電話交換設備賃借料(再リース)	238
	沢井出公園(臨時駐車場)使用料	30
	公用車賃借料	624
	複合機賃借料	466
支払負担金	県・全国公文協会費及び社会保険協会負担金等	56
租税公課	消費税	5,069
合 計		43,206
事業費	生涯学習推進事業 【事業内容】生涯学習の推進のために支援と学習機会の提供を行う。 謝金308・旅費交通費100・食糧費75・消耗品費411・燃料費107・印刷製本費947 通信運搬費376・手数料18・保険料16・委託料207・賃借料376 ○生涯学習支援事業 【内容】学習相談・社会教育団体や 県民の自主的な生涯学習活動を支援する。	2,941 2,197

科 目	内 訳	金額																																		
	* 生涯学習相談 【内容】生涯学習に関する相談受付 * 団体交流室支援 【内容】会館に入居する社会教育関係団体への支援 * 県民への生涯学習支援 【内容】県民の生涯学習活動を支援 発表と交流の場の提供 ※中西部の生涯学習団体等にも支援拡大 ・ふれあい文庫 【内容】寄贈本による文庫運営 ・生涯学習展示コーナー 【内容】発表の場の提供 ・生涯学習スクール「まなび」 【内容】学習機会の提供と自主活動支援 ・まなび・ふれあい交流会 【内容】学習成果発表と交流	33 129 2,035																																		
	○生涯学習講座事業 【内容】学習機会の提供 * ふるさと再発見生涯学習講座 【内容】学習機会の提供 (ふるさとの歴史・自然・食等について学習) * 健康セミナー 【内容】学習機会の提供 (まちの保健室・健康セミナー等を開催) * 家庭教育支援講座 【内容】学習機会の提供 (親子のコミュニケーションを図る)	744 280 151 313																																		
どっとり県民力 レッジ講座 (新)	【事業内容】どっとり県民力レッジ講座の企画・運営等 謝金978・旅費交通費482・食糧費24・消耗品費198・燃料費33・印刷製本費358 通信運搬費191・手数料278・委託料2,164・賃借料657	5,363																																		
支 出 項 目 事 業 費	生涯学習 情報提供事業 【事業内容】・連携講座の登録等 ・生涯学習情報提供システム「どっとり県民学習ネット」の運用 ・生涯学習情報誌「生涯学習どっとり」の企画・発行 情報誌 年6回発行(1回4,800部)公的機関・学校・利用者等へ配布 ・SNS等の活用 謝金0・旅費交通費6・消耗品費95・燃料費17・印刷製本費2,554 通信運搬費721・手数料561・賃借料13	3,967																																		
	<table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>12,271</td></tr> <tr><td>諸謝金</td><td>1,286</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>588</td></tr> <tr><td>費用弁償</td><td>0</td></tr> <tr><td>普通旅費</td><td>28</td></tr> <tr><td>特別旅費</td><td>560</td></tr> <tr><td>食糧費</td><td>99</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>704</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>157</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td><td>3,859</td></tr> <tr><td>通信運搬費</td><td>1,288</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>0</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>857</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>16</td></tr> <tr><td>委託費</td><td>2,371</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>1,046</td></tr> <tr><td>支払負担金</td><td>0</td></tr> </table>	事業費	12,271	諸謝金	1,286	旅費交通費	588	費用弁償	0	普通旅費	28	特別旅費	560	食糧費	99	消耗品費	704	燃料費	157	印刷製本費	3,859	通信運搬費	1,288	広告宣伝費	0	手数料	857	保険料	16	委託費	2,371	賃借料	1,046	支払負担金	0	
事業費	12,271																																			
諸謝金	1,286																																			
旅費交通費	588																																			
費用弁償	0																																			
普通旅費	28																																			
特別旅費	560																																			
食糧費	99																																			
消耗品費	704																																			
燃料費	157																																			
印刷製本費	3,859																																			
通信運搬費	1,288																																			
広告宣伝費	0																																			
手数料	857																																			
保険料	16																																			
委託費	2,371																																			
賃借料	1,046																																			
支払負担金	0																																			
	合 計	12,271																																		

科 目	内 訳					金額
支 出 項 目 法 人 会 計 (財 團 事 務 局 經 費)	役員報酬	報 酬	役員報酬 (常勤 理事長)		382	427
			役員報酬 (非常勤 理事・評議員・監事)		45	
	給料手当	給 料			210	334
		職員手当 (時間外21・期末勤勉84・扶養0・通勤0・住居19)			124	
	臨時雇職員					28
	福利厚生費	社会 保険料	110 雇用 保険料	3 労災 保険料	2 役員傷害 保険料	3
	会議費	旅費	9 食糧費	8 報償費	10 貸借料	2
	諸謝金					70
	旅費交通費	費用弁償	150 普通旅費	150 特別旅費	70	370
	食糧費					0
	消耗品費					148
	燃料費					14
	印刷製本費					14
	光熱水費					14
	修繕費					70
	通信運搬費					35
	手数料					160
	筆耕翻訳料	テープおこし				17
	委託費					14
	賃借料					28
	支払負担金	互助会負担金				16
	租税公課	消費税 94	法人税等 0			94
	合 計					2,000
支出合計 (B)						111,520
差引 (A)-(B)						0

※ 平成31年度から入居団体から徴収する光熱水費、清掃代等の団体負担金は、雑収益(団体負担金)に計上し、光熱水費等全体所要額は支出項目の各科目に計上する。

平成35年度鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

(公益財団法人鳥取県教育文化財団)

(単位:千円)

科 目		内 訳			金額			
収入項目	利用料金収入	研修室等利用料	13,728	入居団体等利用料	2,312	16,040		
	その他の収入	取扱手数料	805	受講料	63	広告料	0	3,060
		雑収益 (利息ほか)	7	(団体負担金※)	2,185			
	県委託料						92,520	
収入合計 (A)						111,620		
人件費	常勤職員	館長 (1) 事務 (1) 生涯学習 (3) 技術管理 (2)	計7名			34,708		
	非常勤職員	事務 (4) 生涯学習 (3) 技術管理 (1)	計8名	警備員 (2)		18,744		
	委員報酬	県民カレッジ運営委員(6)	207	交流会運営員(4)	117		324	
	臨時職員	障がい者(3日間)・舞台技術等作業・データ入力・発送作業ほか					1,204	
	合 計						54,980	
	諸謝金	職員研修講師謝金					10	
	旅費交通費	費用弁償	133	普通普通	369	特別旅費	6	508
	食糧費	来客用茶代						7
	消耗品費	事務用文具類・各種電池・ロビー用新聞・照明関係・トイレ消臭剤 研修室用マーカー・設備機器消耗部品・収入印紙・その他消耗品					730	
	燃料費	自家発電機用軽油・除雪機用ガソリン・公用車用ガソリン					33	
	印刷製本費	封筒・会館案内パンフレット印刷ほか					217	
	光熱水費	電気代	8,593	上水道代	636	下水道代	687	
		ガス代 (冷暖房用)	4,355	(給湯器用)	13	計	4,368	
支出項目	修繕費						1,018	
	通信運搬費	電話 回線使用料・通話料ほか インターネット・ホームページ経費ほか Pテレホン DoSPOT利用料 携帯電話 郵券料 施設貸出及び事務連絡に係る郵券ほか 電波利用料					1,104	
	手数料	塵芥処分代 水質検査・ピアノ2台整調調律 振込手数料 産業廃棄物ほかゴミ処分料・雑排水管ほか清掃 パソコン及び各システム設定料 クリーニング・洗車 職員講習会 HP更新料・動画修正					603	
	保険料	公立文化施設賠償責任保険料等					67	

科 目	内 訳	金額
委託費		15,186
	府内警備委託料	251
	消防用設備等保守点検委託料	504
	エレベーター保守委託料	1,453
	ホール舞台吊物点検委託料	1,004
	庭園管理委託料	253
	一般清掃作業委託料	6,789
	貯水槽清掃作業委託料	
	害虫防除作業委託料	926
	フィルター清掃委託料	
	建築物環境衛生管理委託料	
	グリストラップ清掃委託料(産業廃棄物処分含む)	126
	電気保安委託料	375
	空気調和機保守委託料	462
	冷温水発生機(冷暖房機)保守委託料	1,100
	ホール舞台照明設備保守点検委託料	973
	ホール音響設備保守委託料	330
	中央監視装置保守委託料	605
	音響・照明・舞台調整作業等業務委託料	35
	駐車場等除雪業務委託料	0
維持管理費		
支出項目	賃借料	3,456
	大型プリンター・ホール用プロジェクター再賃借料	41
	事務所用パソコンほか賃借料	686
	館内情報案内揭示システム賃借料	268
	会計システム賃借料	531
	統合型脅威管理装置賃借料	132
	パソコン研修室用ファイアウォール賃借料	132
	パソコン研修室ウィルスソフト更新料	39
	NHK受信料	15
	ホールプロジェクター賃借料(DLP方式)	254
	電話交換設備賃借料(再リース)	238
	沢井出公園(臨時駐車場)使用料	30
	公用車賃借料	624
	複合機賃借料	466
支払負担金	県・全国公文協会費及び社会保険協会負担金等	56
租税公課	消費税	5,090
合 計		42,369
事業費	生涯学習推進事業 【事業内容】 生涯学習の推進のために支援と学習機会の提供を行う。 謝金308・旅費交通費100・食糧費75・消耗品費411・燃料費107・印刷製本費947 通信運搬費376・手数料18・保険料16・委託料207・賃借料376 ○生涯学習支援事業 【内容】 学習相談・社会教育団体や 県民の自主的な生涯学習活動を支援する。	2,941 2,197

科 目	内 訳	金額																																		
	* 生涯学習相談 【内容】生涯学習に関する相談受付 * 団体交流室支援 【内容】会館に入居する社会教育関係団体への支援 * 県民への生涯学習支援 【内容】県民の生涯学習活動を支援発表と交流の場の提供 ※中西部の生涯学習団体等にも支援拡大 ・ふれあい文庫 【内容】寄贈本による文庫運営 ・生涯学習展示コーナー 【内容】発表の場の提供 ・生涯学習スクール「まなび」 【内容】学習機会の提供と自主活動支援 ・まなび・ふれあい交流会 【内容】学習成果発表と交流	33 129 2,035																																		
	○生涯学習講座事業 【内容】学習機会の提供 * ふるさと再発見生涯学習講座 【内容】学習機会の提供 （ふるさとの歴史・自然・食等について学習） * 健康セミナー 【内容】学習機会の提供 （まちの保健室・健康セミナー等を開催） * 家庭教育支援講座 【内容】学習機会の提供 （親子のコミュニケーションを図る）	744 280 151 313																																		
支 出 項 目 事 業 費	とっとり県民力 レッジ講座 (新) 【事業内容】とっとり県民力レッジ講座の企画・運営等 謝金978・旅費交通費482・食糧費24・消耗品費198・燃料費33・印刷製本費358 通信運搬費191・手数料278・委託料2,164・賃借料657	5,363																																		
支 出 項 目 事 業 費	生涯学習 情報提供事業 【事業内容】・連携講座の登録等 ・生涯学習情報提供システム「とっとり県民学習ネット」の運用 ・生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の企画・発行 情報誌 年6回発行(1回4,800部)公的機関・学校・利用者等へ配布 ・SNS等の活用 謝金0・旅費交通費6・消耗品費95・燃料費17・印刷製本費2,554 通信運搬費721・手数料561・賃借料13	3,967																																		
	<table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>12,271</td></tr> <tr><td>諸謝金</td><td>1,286</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>588</td></tr> <tr><td>費用弁償</td><td>0</td></tr> <tr><td>普通旅費</td><td>28</td></tr> <tr><td>特別旅費</td><td>560</td></tr> <tr><td>食糧費</td><td>99</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>704</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>157</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td><td>3,859</td></tr> <tr><td>通信運搬費</td><td>1,288</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>0</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>857</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>16</td></tr> <tr><td>委託費</td><td>2,371</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>1,046</td></tr> <tr><td>支払負担金</td><td>0</td></tr> </table>	事業費	12,271	諸謝金	1,286	旅費交通費	588	費用弁償	0	普通旅費	28	特別旅費	560	食糧費	99	消耗品費	704	燃料費	157	印刷製本費	3,859	通信運搬費	1,288	広告宣伝費	0	手数料	857	保険料	16	委託費	2,371	賃借料	1,046	支払負担金	0	
事業費	12,271																																			
諸謝金	1,286																																			
旅費交通費	588																																			
費用弁償	0																																			
普通旅費	28																																			
特別旅費	560																																			
食糧費	99																																			
消耗品費	704																																			
燃料費	157																																			
印刷製本費	3,859																																			
通信運搬費	1,288																																			
広告宣伝費	0																																			
手数料	857																																			
保険料	16																																			
委託費	2,371																																			
賃借料	1,046																																			
支払負担金	0																																			
	合 計	12,271																																		

科 目	内 訳					金額
支 出 項 目	役員報酬	報 酬	役員報酬（常勤 理事長）		382	427
			役員報酬（非常勤 理事・評議員・監事）		45	
	給料手当	給 料			210	334
		職員手当	(時間外21・期末勤勉84・扶養0・通勤0・住居19)		124	
	臨時雇職員					28
	福利厚生費	社会 保険料	110 雇用 保険料	3 労災 保険料	2 役員傷害 保険料	3
	会議費	旅費	9 食糧費	8 報償費	10 貸借料	2
	諸謝金					70
	旅費交通費	費用弁償	150 普通旅費	150 特別旅費	70	370
	食糧費					0
	消耗品費					148
	燃料費					14
	印刷製本費					14
	光熱水費					14
	修繕費					70
	通信運搬費					35
	手数料					160
	筆耕翻訳料	テープおこし				17
	委託費					14
	貸借料					28
	支払負担金	互助会負担金				16
	租税公課	消費税 94	法人税等 0			94
	合 計					2,000
支出合計 (B)						111,620
差引 (A)-(B)						0

※ 平成31年度から入居団体から徴収する光熱水費、清掃代等の団体負担金は、雑収益(団体負担金)に計上し、光熱水費等全体所要額は支出項目の各科目に計上する。

過去の生涯学習・社会教育に関する自主企画事業実施実績

年 度	企画事業名	内 容	学習地
平成 18 年度	パソコン講座	パソコン技能習得のための講座	センター
	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	
	生涯学習スクール「まなび」 10月開設・実施	会館で活動する団体・グループで、学習・文化・レクリエーション等の生涯学習活動を行う県内の団体・グループについて、基準に適合したものを生涯学習スクール「まなび」に登録し、県民の自主的な生涯学習活動を支援するとともに、学習者や団体の交流の場を提供する。 登録団体 27 団体 支援	センター
平成 19 年度	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 33 团体 支援	センター
	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	
	パソコン講座	パソコン技能習得のための講座	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	事前研修 28 人、31 人・現地研修 発掘現場見学 33 人	センター・西部
平成 20 年度	第1回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 3 日間 参加団体：32 团体 来場者：1,800 人	センター
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 51 团体 支援	センター
	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	
	パソコン講座	パソコン技能習得のための講座	センター
平成 21 年度	第2回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 3 日間 参加団体：43 团体 来場者：2,000 人	センター
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 54 团体 支援	センター
	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	
	パソコン講座	パソコン技能習得のための講座	センター
平成 22 年度	第3回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 3 日間 参加団体：48 团体 来場者：延べ 2,700 人	センター
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 60 团体 支援	センター
	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	センター
	パソコン講座	パソコン技能習得のための講座	センター
平成 23 年度	第4回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 参加団体：47 团体 来場者：延べ 2,700 人	センター
	生涯学習公開講座	金田一秀穂氏 講演会 458 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	ジオパークの草花観察 現地研修 25 人	東部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	事前研修 38 人・現地研修 発掘現場見学 41 人	センター・西部
	ふるさと再発見生涯学習講座（食）	ふるさとの食を学ぶ 2 講座 29 人・30 人	東部
	家庭教育支援講座（カブラ）	親子のコミュニケーションを図る講座 親子等 51 人	センター
	家庭教育支援講座（食育）	親子で食育を学ぶ 親 18 人・子 26 人	東部
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 61 团体 支援	センター
平成 23 年度	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	
	パソコン講座	パソコン技能習得のための講座	センター
	第5回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 参加団体：49 团体 来場者：延べ 2,500 人	センター

平成 23 年度	生涯学習公開講座	堀尾正明氏 講演会 473 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	氷ノ山の草花観察 現地研修 25 人	東部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	事前研修 34 人・現地研修 発掘現場見学 26 人	センター・東部
	家庭教育支援講座（カブラ）	親子のコミュニケーションを図る講座 親子等 53 人	センター
	家庭教育支援講座（食育）	親子で食育を学ぶ 親子等 29 人	東部
平成 24 年度	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 60 団体 支援	センター
	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	
	第 6 回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 参加団体：50 団体 来場者：延べ 2,400 人	センター
	生涯学習公開講座	あき竹城氏 講演会 620 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	大山の草花観察 現地研修 25 人	西部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	現地研修（古事記）現地研修 25 人	西部～東部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	現地研修（古事記）現地研修 25 人	東部～西部
	家庭教育支援講座（カブラ）	親子のコミュニケーションを図る講座 親子等 52 人	センター
	家庭教育支援講座（カブラ）	親子のコミュニケーションを図る講座 親子等 20 人	西部
	家庭教育支援講座（食育）	親子で食育を学ぶ 親子等 22 人	中部
平成 25 年度	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 59 団体 支援 耐震工事期間中は、他施設で活動	センター以外
	広報誌「ドマーニ」発行	年 4 回	
	第 7 回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 参加団体：51 团体 来場者：延べ 2,700 人	センター
	生涯学習公開講座	ヨネスケ氏 講演会 480 人	センター
	生涯学習公開講座	リニューアルオープコンサート 親子等 420 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	三徳山周辺の草花観察 現地研修 25 人	中部
	ふるさと再発見生涯学習講座（食文化）	琴浦グルメストリートを探る 現地研修 42 人	中部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	現地研修（鳥取藩二十士関連）現地研修 25 人	西部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	現地研修（鳥取藩二十士関連）現地研修 20 人	東部
	家庭教育支援講座（カブラ）出前講座	親子のコミュニケーションを図る講座 3 講座 公募により開催団体決定 親子等 公民館 60 人・保育園 67 人・小学校 63 人	東部・中部 西部
平成 26 年度	家庭教育支援講座（食育）	親子で食育について学ぶ講座 親子等 55 人	東部
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 62 团体 支援	センター
	第 8 回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 参加団体：49 团体 来場者：延べ 2,850 人	センター
	生涯学習公開講座	コウケンテツ氏 講演会 510 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	大山周辺の草花観察 現地研修 30 人	中部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	軍師官兵衛が生きた戦国時代 現地研修 26 人	中部・東部
	ふるさと再発見生涯学習講座（食文化）	大山の名水について学習 現地研修 40 人	西部
平成 27 年度	家庭教育支援講座（カブラ）出前講座	親子のコミュニケーションを図る講座 3 講座 公募により開催団体決定 親子等 公民館 50 人・幼稚園 64 人・小学校 54 人	東部・中部 西部
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 59 团体 支援	センター
	第 9 回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 参加団体：48 团体 来場者：延べ 2,700 人	センター
	生涯学習公開講座	宮下 純一氏講演会 400 名	センター
ふるさと再発見生涯学習講座（自然）			
		芦津渓谷と板井原集落の草花観察 現地研修 25 人	東部

平成 27 年度	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	古代山陰道の遺跡学習 現地研修 41 人	中部～東部
	家庭教育支援講座（カブラ）出前講座	親子のコミュニケーションを図る講座 3 講座 公募により開催団体決定 親子等 児童館 49 人・保育園 85 人・小学校 74 人	東部・中部 西部
	家庭教育支援講座（食育）	親子で食育について学ぶ講座 親子等 29 人	センター
平成 28 年度	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 60 団体 支援	センター
	第 10 回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 参加団体：51 団体 来場者：延べ 2,800 名	センター
	生涯学習公開講座	菊池 桃子氏 講演会 550 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	船上山周辺の草花観察 現地研修 25 人	中部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	地域のお宝再発見 講演・実践発表・トークプレイス 39 人	センター
	家庭教育支援講座（カブラ）出前講座	親子のコミュニケーションを図る講座 3 講座 公募により開催団体決定 親子等 保育園 56 人・小学校 105 人・小学校 51 人	東部・中部 西部
平成 29 年度	公民館、学習団体との交流会	中部の公民館からの相談により東部の学習団体や公民館との交流会を設定	東部
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 62 団体 支援	センター
	第 11 回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 3 日間 参加団体：45 团体 来場者：延べ 2,600 人	センター
	生涯学習公開講座	斎田季実治氏 講演会 520 人	センター
	生涯学習公開講座（健康）	鳥取看護大学「まちの保健室」 健康チェック・健康講話・ワークショップ 受講者 72 人 スタッフ 教員 3 人・学生 5 人・ボランティア 10 人 管理栄養士 2 人・センター 4 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	唐川と横尾棚田周辺の草花観察 現地研修 25 人	東部
平成 30 年度	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	地域のお宝再発見 講演・実践発表・トークプレイス 53 人	中部
	家庭教育支援講座（カブラ）出前講座	親子のコミュニケーションを図る講座 3 講座 公募により開催団体決定 親子等 保育園 70 人・小学校 90 人・小学校 54 人	東部・中部 西部
	家庭教育支援講座（カブラ）	親子のコミュニケーションを図る講座 親子等 53 人	センター
	ランチタイムコンサート	コーラス（中部の公民館）、歌、大正琴（3）、民謡（2）、 ピアノ演奏、南米音楽発表 9 団体発表	センター
	公民館同士の交流会	中部の公民館と東部の公民館との交流会を設定	東部
	生涯学習スクール「まなび」	登録団体 62 団体 支援	センター
平成 30 年度	第 12 回まなび・ふれあい交流会	学習成果発表と交流 3 日間（準備中） 年 6 回運営委員会開催（予定）※第 1 回開催済み 年 4 回実行委員会開催（予定）	センター
	生涯学習公開講座（健康）	鳥取看護大学「まちの保健室」 健康チェック・健康講話 受講者 24 人 スタッフ 教員 4 人・学生 16 人・ボランティア 7 人 センター 3 人	センター
	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）	大山のきのこ観察（企画中）	西部
	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）	子ども麒麟獅子が終結！ワークショップ（企画中） 麒麟獅子のルーツを学習 現地研修（企画中）	センター 東部
	生涯学習公開講座	著名人による講演会（企画中）	センター
	ランチタイムコンサート	タップダンス、童謡合唱と認知症予防、マリオネット、 ゴスペルコーラスの 4 団体発表（随時申込受付中）	センター

※平成 26 年度～平成 30 年度（途中）のチラシは別添のとおり

受講生募集
平成28年度企画講座

「魔法の板」カプラで遊ぼう!

予告

第10回 みんなで楽しく生涯学習!

3月10日~12日 入場無料

鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)

予告

地域のお宝
再発見!

2月11日

まち歩いて、地域のお宝を探そう!

鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)

予告

地域のお宝
再発見!

●日程
受講者 生徒会
2月25日(土) 13:30~16:30

●主催 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館) 5階 洋書室

●料金 1400円

●内容
まち歩いて、地域のお宝を探そう!
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)にて、鳥取の歴史・文化を学ぶ企画講座です。
「魔術師時代いかが」という言葉を耳にしましたか?
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)にて、鳥取の歴史・文化を学ぶ企画講座です。
「魔術師時代いかが」という言葉を耳にしましたか?
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)にて、鳥取の歴史・文化を学ぶ企画講座です。

予告

鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)
受講生募集
平成29年春企画講座

64 「カプラ」で遊ぼう!

予告

生涯学習公開講座
地域のお宝
再発見!

3月10日

まち歩いて、地域のお宝を探そう!

鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)

予告

生涯学習公開講座
菊池 桃子氏
講演会

●とき 2017年3月11日 13:30~16:30(開場 12:30)

●ところ 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)

●料金 1000円

●内容
まち歩いて、地域のお宝を探そう!
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)にて、鳥取の歴史・文化を学ぶ企画講座です。
「魔術師時代いかが」という言葉を耳にしましたか?
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)にて、鳥取の歴史・文化を学ぶ企画講座です。

予告

魔法の板
'カプラ'で遊ぼう!

H29 12/23(土) 9:30~12:30(開場 9:00)

●ところ 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)

●料金 500円

●内容
まち歩いて、地域のお宝を探そう!
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)にて、鳥取の歴史・文化を学ぶ企画講座です。
「魔術師時代いかが」という言葉を耳にしましたか?
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)にて、鳥取の歴史・文化を学ぶ企画講座です。

予告

まなびふれあい
交流会

3月9日~11日

鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)

予告

鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）の利用の 許可及び利用料の減免の申請等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号。以下「条例」という。）及び鳥取県と公益財団法人鳥取県教育文化財団とが締結した協定書（以下「協定書」という。）に基づき、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）（以下「県民ふれあい会館」という。）の利用の許可等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正 25.4.1）

（指定管理者による管理）

第2条 公益財団法人鳥取県教育文化財団（以下「教育文化財団」という。）は、指定管理者として条例及び協定書の各条項を適正に遵守し、県民ふれあい会館の管理運営に当たるものとする。

（一部改正 25.4.1）

2 教育文化財団理事長は、県民ふれあい会館の管理運営に関する事項を教育文化財団県民ふれあい会館館長（以下「館長」という。）に委任する。

（開館時間）

第3条 県民ふれあい会館の開館時間は、次のとおりとする。

（1） ホール、講義室、研修室及び団体交流室は、午前9時から午後9時（日曜・祝日にあっては、午後7時）までとする。

（2） （1）以外の事務所等は、午前8時30分から午後9時（日曜・祝日にあっては、午後7時）までとする。

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 県民ふれあい会館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 その他、施設設備の保守点検等を行う日を休館日とする。

（一部改正 28.4.1）

（利用の申込み）

第5条 条例第7条の規定による許可を受けようとする者は、館長に申込みをしなければならない。

2 前項に規定する申込みは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間により受け付けるものとする。ただし、鳥取県教育委員会が行う生涯学習・社会教育関連事業に利用するとき、全国及び中四国等の規模の大会・生涯学習スクール「まなび」関係等の利用及び館長が必要と認めたものについては受付期間外でも受け付けることができる。

- | | |
|--------------|--|
| (1) ホール | 利用する月の1年前から利用日の1週間前まで |
| (2) 講義室 | 利用する月の1年前から利用日の前日17時まで |
| (3) 研修室 | 利用する月の4ヶ月前から利用日の前日17時まで |
| (4) ロビー・ホワイエ | ホールと同時に利用する場合は、ホールと同様に受付する。
ホール利用の場合は、ホールに付随して貸出しする。
単独での利用の場合は、利用する月の1ヶ月前から利用日の1週間前までとする。 |

(一部改正 28.4.1)

(利用の許可の申請等)

第6条 条例第7条第1項の規程による許可を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書を館長に提出しなければならない。この場合において館長は必要と認める書類を添付させることができる。

- 2 全館冷暖房期間外において冷房又は暖房を希望する者は、様式第2号による期間外冷暖房利用申込書を館長に提出しなければならない。
- 3 仮申込みをした者は、申込をした翌日より7日以内に利用申込書を館長に提出しなければならない。利用申込書が提出されない場合は、利用しないものとして予約を取り消すことができる。
- 4 館長は、受理した利用申込書の内容が、条例第7条第2項の各号のいずれかに該当しないことを確認し、利用の許可をしなければならない。

(利用許可書の交付)

第7条 館長は、県民ふれあい会館の利用を許可したときは、様式第3号による利用許可書と一緒に請求書を申請者に交付しなければならない。

(一部改正 25.1.1)

- 2 利用許可書は、利用料の支払後効力を發揮する。

(一部改正 25.1.1)

(利用時間)

第8条 利用時間は、利用の許可を受けた時間内とし、準備、練習、原状回復等に要する時間も含むものとする。

(利用料の徴収)

第9条 館長は、利用の許可をしたときは、条例第11条の規定により定めた利用料金表(別表1)に基づき算出した金額を利用者に請求するものとする。利用者はこの金額を館長が指定する納入期限までに支払わなければならない。

- 2 利用料は、現金又は口座振込みで収納する。ただし、口座振込みの場合において必要となる振込み手数料は、利用者が負担とするものとする。

(利用料の減免)

第10条 館長は、鳥取県立生涯学習センター利用料の減免基準(別表2)に基づき、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

- 2 前項の規定による利用料の減免を受けようとする者は、様式第4号による利用料減免申

請書を館長に提出しなければならない。この場合において館長は必要と認める書類を添付させることができる。

(利用許可の変更)

第 11 条 利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第 5 号による利用変更申込書を館長に提出し、許可を受けなければなければならない。ただし、変更は申し込み 1 件につき 1 回限りとする。

2 館長は、利用の変更の許可をしたときは、様式第 6 号による変更利用許可書及び請求書を申請者に交付しなければならない。

(一部改正 25.1.1)

(利用の取消し)

第 12 条 利用許可を受けた施設の利用を取消すときは、あらかじめ様式第 7 号による利用辞退届出書を館長に提出しなければならない。

2 次の場合は、利用料の還付又はキャンセル料の請求を行う。

(1) 天災等のため、やむを得ず利用の取消しをする場合、状況によっては利用料が納付済みであっても返還する場合がある。

(2) 利用者の都合による取消しの場合は、キャンセル料を徴収する。

① ホール 利用日を含め 30 日前からの取消しの場合、利用料が支払済みのときは設備使用料のみ還付を行う。未納のときは施設利用料（冷暖房期間内は冷暖房料金を含む）を請求するものとする。

② 講義室、研修室及びロビー・ホワイエ 利用日を含め 7 日前からの取消しの場合、利用料が支払済みのときは還付を行わない。未納のときは全額請求するものとする。

(利用料金の還付)

第 13 条 利用者が既に納めた利用料金（以下「既納利用料」という。）は原則還付しない。

ただし、次の各号に該当する場合は、還付することができる。

(1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき、既納利用料の全額

(2) 利用者が、利用日の 7 日前（ホールの利用にあっては利用日の 30 日前）までに利用辞退届出書を提出したとき、既納利用料の全額

(3) その他館長が特に必要があると認めたとき

2 既納利用料の還付を受けようとする者は、様式第 8 号による利用料還付申請書を館長に提出しなければならない。ただし、還付にかかる振込手数料は利用者の負担とする。

(とつとり施設予約サービスの導入)

第 14 条 県民ふれあい会館は、「とつとり施設予約サービス」のシステムを導入し、とつとり施設予約サービス利用規約に基づき予約業務を適正に行うものとする。

2 この規程に定めのない様式等については、システムの様式を準用する。

(社会教育団体交流室の許可等)

第 15 条 社会教育団体交流室の利用については、鳥取県教育委員会が示した条件に該当する

団体について館長が利用を許可する。

- 2 共有スペースの利用については、館長と入居団体が協議のうえ別途定める。
- 3 館長は、団体交流室から提出された利用申込書及び減免申請書に基づき利用許可書を交付し、利用料の徴収を行うものとする。
- 4 冷暖房料、光熱水費、清掃代ほか団体交流室への入居に係る経費について、館長は実費を徴収する。

(社会教育関係団体印刷室の利用)

第 16 条 社会教育関係団体印刷室の利用については、協定書の条件によるものとする。

(施設設備の滅失等の届出)

第 17 条 県民ふれあい会館の施設設備を滅失し、又は損傷したときは直ちにその旨を館長に届出しなければならない。

- 2 利用者の責めに帰すべき事由により利用物件を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による利用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、利用物件を原状に回復した場合はこの限りでない。

(責任の所在)

第 18 条 火災、盗難、停電、その他の事故のために利用者、出演者、観客等に損失が生じたときは、県民ふれあい会館の責めに帰すべき事由以外は、その責任を負わないものとする。

(利用の終了の届出)

第 19 条 利用者は、県民ふれあい会館の利用を終了した時は、直ちにその旨を館長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、県民ふれあい会館の利用に関し、必要な事項は鳥取県教育委員会の承認を得て館長が別途定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年度 鳥取県立生涯学習センターの利用料金

別紙 2-2

鳥取県立生涯学習センターの利用料金は、現行の利用料金と同様とする。

1 利用料金 (次の利用料金表は現行の利用料金である。取消線は削除、アンダーラインは追加とし変更内容を表示する。)
 (1) 施設利用料等

区分	施設利用料	冷暖房料
ホール	1時間につき 5,140円	1時間につき 1,540円
講義室	1時間につき 1,900円	1時間につき 570円
パソコン研修室	1時間につき 300円	1時間につき 90円
大研修室	1時間につき 820円	1時間につき 240円
中研修室	1時間につき 510円	1時間につき 150円
小研修室(洋室)	1時間につき 300円	1時間につき 90円
小研修室(和室)	1時間につき 300円	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートル1日につき 50円	—
団体交流室	1平方メートル1月につき 1,360円	施設利用料の100分の35に相当する額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるときは、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区分	利用料
ワイヤレスマイクロホン	1本1時間につき 100円
ダイナミックマイクロホン	1本1時間につき 50円
コンデンサーマイクロホン	1本1時間につき 50円
エレベーターマイクロホン	1本1時間につき 100円
プレーヤー	1台1時間につき 100円
MDプレーヤー	1台1時間につき 150円
テープレコーダー	1台1時間につき 100円
ステージスピーカー	1式1時間につき 50円
ビンスポットライト	1台1時間につき 200円
シーリングライト	1台1時間につき 150円
トーメンタルライト	1台1時間につき 100円
ボーダーライト	1回路1時間につき 100円
アップホリゾントライ	1回路1時間につき 100円

ロー・ホリゾントライト	1回路1時間につき	100円
1キロワットサスペンションライト	1台1時間につき	100円
0.5キロワットサスペンションライト	1台1時間につき	50円
ステージスポットライト	1台1時間につき	50円
フットライト	1回路1時間につき	50円
エフェクトマシン	1台1時間につき	50円
スポットクス	1台1時間につき	50円
音響反射板	1式1時間につき	470円
ピアノ	1台1時間につき	200円
DLP方式プロジェクター	1台1時間につき	360円
液晶プロジェクター	1台1時間につき	80円
コンセント	1口1キロワット1時間につき	50円
展示パネル	1枚1日につき	50円
平台	1枚1日につき	100円

備考

- 1 機器の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。
- 4 コンセントの利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

区分	利用料	
ピアノ	1台1時間につき	200円
液晶プロジェクター	1台1時間につき	80円
研修室パソコン	1台1時間につき	120円
研修室パソコン用プリンター	1枚につき	20円
コンセント	1口1キロワット1時間につき	50円
スタジオ照明(オーバーライト・キーライト・ベースライト・トップライト・スポットライト)	総定格消費電力1キロワット1時間につき	50円
展示パネル	1枚1日につき	50円
CDデッキ	1台1時間につき	50円
マイク	1本1時間につき	50円

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセント及びスタジオ照明の利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。
- 5 マイクの利用料の算定に当たっては、実際に使用した本数から1本を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

平成32年度以降 鳥取県立生涯学習センターの利用料金

鳥取県立生涯学習センターの利用料金は、消費税10%に対応した利用料金に改定する。

- 1 利用料金 (次の利用料金表は現行の利用料金である。取消線は削除、アンダーラインは追加とし変更内容を表示する。)
- (1) 施設利用料等

区分	施設利用料	冷暖房料
ホール	1時間につき <u>5,230円</u> 5,140円	1時間につき <u>1,570円</u> 1,540円
講義室	1時間につき <u>1,930円</u> 1,900円	1時間につき <u>580円</u> 570円
パソコン研修室	1時間につき <u>310円</u> 300円	1時間につき 90円
大研修室	1時間につき <u>830円</u> 820円	1時間につき <u>250円</u> 240円
中研修室	1時間につき <u>520円</u> 510円	1時間につき 150円
小研修室(洋室)	1時間につき <u>310円</u> 300円	1時間につき 90円
小研修室(和室)	1時間につき <u>310円</u> 300円	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートル1日につき 50円	—
団体交流室	1,390円 1平方メートル1月につき <u>1,360円</u> 1,350円	施設利用料の100分の35に相当する額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区分	利用料
ワイヤレスマイクロホン	1本1時間につき 100円
ダイナミックマイクロホン	1本1時間につき 50円
コンデンサーマイクロホン	1本1時間につき 50円
エレベーターマイクロホン	1本1時間につき 100円
プレーヤー	1台1時間につき 100円
MDプレーヤー	1台1時間につき 150円
テープレコーダー	1台1時間につき 100円
ステージスピーカー	1式1時間につき 50円
ピンスポットライト	1台1時間につき <u>200円</u> 210円
シーリングライト	1台1時間につき 150円
トーメンタルライト	1台1時間につき 100円
ボーダーライト	1回路1時間につき 100円

アッパーhosizontライト	1回路 1時間につき	100円
ローhosizontライト	1回路 1時間につき	100円
1キロワットサスペンションライト	1台 1時間につき	100円
0.5キロワットサスペンションライト	1台 1時間につき	50円
ステージスポットライト	1台 1時間につき	50円
フットライト	1回路 1時間につき	50円
エフェクトマシン	1台 1時間につき	50円
スピックス	1台 1時間につき	50円
音響反射板	1式 1時間につき	470円 480円
ピアノ	1台 1時間につき	200円 210円
DLP方式プロジェクター	1台 1時間につき	360円
液晶プロジェクター	1台 1時間につき	80円
コンセント	1口 1キロワット 1時間につき	50円
展示パネル	1枚 1日につき	50円
平台	1枚 1日につき	100円

備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。
- 4 コンセントの利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

区分	利 用 料	
ピアノ	1台 1時間につき	200円 210円
液晶プロジェクター	1台 1時間につき	80円
研修室パソコン	1台 1時間につき	120円
研修室パソコン用プリンター	1枚につき	20円
コンセント	1口 1キロワット 1時間につき	50円
スタジオ照明(ホリゾントライト・キーライト・ベースライト・トップライト・スポットライト)	総定格消費電力 1キロワット 1時間につき	50円
展示パネル	1枚 1日につき	50円
CDデッキ	1台 1時間につき	50円
マイク	1本 1時間につき	50円

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセント及びスタジオ照明の利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。
- 5 マイクの利用料の算定に当たっては、実際に使用した本数から1本を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

生涯学習センターの利用料金の減免基準

別紙2-3

1 大ホール、講義室及び研修室

減 免 事 由 (実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの及び物品等の販売や展示品の即売を主たる目的としないものに限る。)	減免率	
	講演会・講習会・研修会・研究大会等	展示会・集会等
一 社会教育活動として利用する場合における施設使用料(冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。)及び設備使用料を除く。)の減免		
1 社会教育関係団体その他の団体が社会教育活動として行う講習会・講演会・展示会その他の集会等のために利用するとき。	10/10	
(1) 地方公共団体(鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用する場合を除く。)が社会教育活動として利用するとき。	10/10	1/2
(2) 社会教育関係団体が社会教育活動として利用するとき。	10/10	1/2
(3) 芸術文化団体が芸術文化活動として行う展示会・講演会・講習会等のために利用するとき。	10/10	1/2
(4) 教育研究団体が教育研究活動として行う研修会・講習会等のために利用するとき。	10/10	1/2
2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者(以下「障がい者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき。	10/10	
(1) 障がい者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 障がい者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
3 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき。	10/10	
(1) 難病患者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 難病患者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
4 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進すると認められるとき。	10/10	
(1) 要介護者等が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 要介護者等が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
二 社会教育活動以外の目的で利用する場合における施設使用料(特別使用料及び設備使用料を除く。)の減免		
1 社会福祉団体が社会福祉の振興を図るために行う行事等に利用するとき。	10/10	1/2
2 鳥取県(以下「県」という。)が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき。		
(1) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき	1/3	
(2) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき	1/2	
(3) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき	2/3	
三 鳥取県、鳥取県教育委員会及び学校等が利用する場合における施設使用料及び設備使用料に係る額の減免		
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。	10/10	
2 鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用するとき。	10/10	

2 団体交流室

減免事由	減免率
一 全県下に下部組織があって、それを統括する団体であり、かつ全県的な社会教育に関する活動を行う団体が利用するとき	2/3
二 県が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき。	
(1) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき	1/3
(2) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき	1/2
(3) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき	2/3
三 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他別に定める基準に該当する心身に障がいを有する者、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「障がい者等」という。)又は、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進する目的で使用せるとき。	
(1) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員(使用者全体)の50パーセント以上のとき	10/10
(2) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員(使用者全体)の50パーセント未満のとき	1/2

平成31～36年度 再（外部）委託一覧表

○管理業務関係の委託

委 託 料 名	委託先選定方法	委託先	選定理由
警 備 委 託	随意契約 (業者選定)		県内業者 センター建設時より左記業者の機器が導入されており、他業者に委託する場合は、警備機器の取替えが必要である。取替代が発生するため左記業者に委託する
消防用設備等保守委託	指名競争入札	落札業者	県内業者
エレベーター保守委託	指名競争入札	落札業者	県内に支社、支店、営業所を有する業者
ホ 一 ル 吊 物 保 守 点 檢 委 託	随意契約 (業者選定)		県外業者 設置されているホール舞台吊物は、センター建設時に左記業者が製造施工した設備である。この設備は、特殊装置で構成されており、他業者では部品の供給や技術提供が不可能である。安全性を確保するためにもシステム全体を熟知している左記業者に委託する。
庭 園 管 理 委 託	指名競争入札	落札業者	県内業者
グリストラップ清掃及び 排出汚泥処理委託	見積合わせ	落札業者	産業廃棄物収集運搬と処理の両方の許可書を有している県内業者
電 気 保 安 委 託	随意契約 (業者選定)		県内業者 電気設備保守管理業者は、個人業者（1名体制）であり、緊急時の迅速な対応や4～5名体制で実施する年次点検が出来ない。絶縁監視装置で24時間漏電等を遠隔監視しており、左記業者以外は不可能。
空気調和器等保守委託	指名競争入札	落札業者	県内業者
冷温水発生機保守委託	随意契約 (業者選定)		県外業者 設置されている冷温水発生機は、平成22年度に更新した機器であり、特殊部品や技術の確保が必要なため製造業者である左記業者に委託する。
ホ 一 ル 照 明 設 備 保 守 委 託	指名競争入札	落札業者	県外業者 県内には保守点検ができる業者がない。
ホ 一 ル 音 韻 設 備 機 器 保 守 委 託	指名競争入札	落札業者	県外業者 県内には保守点検ができる業者がない。
中央監視装置保守委託	指名競争入札	落札業者	県内業者
建築物環境衛生 業務委託	環境衛生管理委託 貯水槽清掃委託 害虫防除委託 フィルター清掃委託	指名競争入札	落札業者 県内業者
清掃作業委託			
合 計			複数年契約 外部委託14項目

○その他の委託

委託料名	委託先選定方法	委託先	選定理由
食堂（レストラン）業務委託	随意契約 (業者選定)		現在、委託している個人業者に委託する。営業努力をし、経営状況が安定している。施設利用料及び光熱水費等も滞ることなく支払っている。利用者アンケートも積極的に行い、ニーズを捉えてメニューを増やす等、工夫がみられる。
自動販売機設置委託	プロポーザル方式指名入札	落札業者	県内業者
とつとり県民カレッジ講座 ライブ配信業務委託	指名競争入札	落札業者	県内業者 とつとり県民カレッジ講座のライブ配信業務を委託する。 配信回数により予定価格が100万円未満の場合は見積合わせとする。
講座受講者募集及び 実施業務委託	見積合わせ	落札業者	県内業者 旅行業法を適正に遵守している業者とする。
講座・イベント開催に係る 駐車場警備ほか業務委託	随意契約 (業者選定)		県内業者 高齢者雇用の観点からシルバー人材センターを選定し委託する。 委託する業務はイベント等の駐車場警備・受付ほかとする。
音響・照明等業務委託	随意契約 (業者選定)		県内業者 オハラ企画は、音響・照明・舞台の専門員を有する県内で唯一の業者である。 施設貸出しにおいて、センター職員では人数的に対応ができない催物や、自主事業等開催時に業務を委託するものであり、依頼回数等が事前確定できないため単価契約とする。
合計	その他外部委託 6 項目		

自動販売機の設置について

自動販売機の設置については、コンペティションを行い平成31年度から平成36年度まで再委託する。

- 1 設置業者名 県内業者とする。
- 2 設置内容 自動販売機2台 回収ボックス2ヶ
 - 場所：1階ロビー 自動販売機1台 回収ボックス1ヶ
 - 場所：4階談話コーナー 自動販売機1台 回収ボックス1ヶ
- 3 販売商品 缶コーヒー・水・お茶・ジュース等の清涼飲料水
- 4 設置面積 2.4 m² (予定)
 - 1階ロビー 1.2 m² (自販機1台・回収ボックス1ヶ)
 - 4階談話コーナー 1.2 m² (自販機1台・回収ボックス1ヶ)
 - 合計 2.4 m²
- 5 契約期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日
- 6 使用料等の予定額
 - A 施設利用料 820円×3m²×12月=29,520円
鳥取県行政財産使用料条例の規定を適用
 - B 取扱手数料 別途取扱い手数料を徴収する。
前設置業者が示した手数料率 売上額の40%
- 7 その他
 - (1) バリアフリー対応自販機を1階に1台設置する。
 - (2) 電気代については個メーターにより算出し毎月徴収する。

レストランの運営について

レストランについては、利用者の利便性を考慮して運営する。
ただし、運営は、現営業者である個人事業者に再委託する。

1 委託業者

2 店名 なじみ亭

3 営業時間 生涯学習センターの開館日
平日：9:00～14:00 土日祝：10:30～14:00

4 メニュー等 主に和食

メニューは日替定食、麺類、丼物、カレー、仕出弁当、ケーキ、コーヒー・
ジュース等の飲み物ほか 別紙5-3のとおり
酒類の販売なし
利用者のニーズにより季節に合わせたメニューとする。
料金は適正価格とし、極端な値上げはしない。
メニュー・価格等を変更する場合は、館長の承認が必要。

5 貸付内容 廉房及び配膳スペース (客席部分は共有部分)

6 利用面積 71.31m² 別紙図面のとおり
厨房スペース 36.14m²
配膳スペース 35.17m² (内喫茶配膳スペース 7.7m²)

7 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日

8 使用料の額

A 施設利用料 年額 422,176円 (a+b)

a 利用料 820円×72m²×12月×(1-1/2) = 354,240円/年

b 冷暖房料 ○ 冷暖房面積 27.47m²
配膳スペース内の喫茶配膳スペース及び厨房スペースは冷暖房設備
がないため除く。

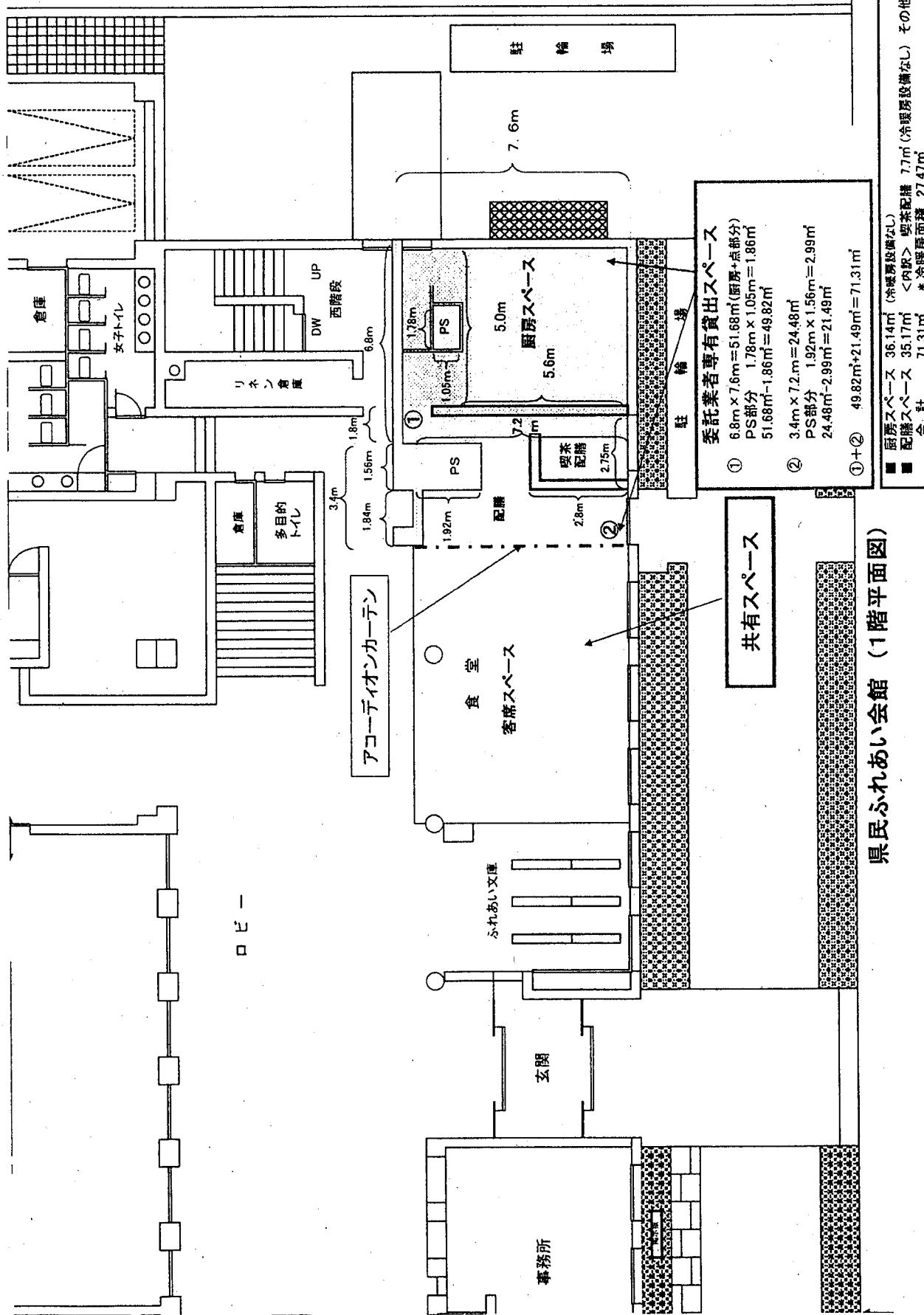
○ 冷暖房料 67,936円
820円×28m²×12月×200/365月×0.45 = 67,936円

鳥取県行政財産使用料条例の規定を適用

B 設備利用料 無料 ※県から借受けた物品を貸付する。

<貸付物品> 冷凍庫・食器戸棚・ガスレンジ・寸胴レンジ・麺類釜
瞬間湯沸器・2槽水切付シンク・調理シンク・業務用冷蔵庫

9 その他 光熱水費等は使用実績に基づいて毎月徴収する。



なじみ亭メニュー

定食・一品

麺類 うどん・そば

かけ	410円
きつね	460円
わかめ	460円
月見	460円
玉子とうどん	520円
カレーうどん	570円
ラーメンうどん	570円
焼きそば(汁付)	570円
焼きうどん(汁付)	570円
(麺大盛150円プラス)	570円
夏メニュー	570円
ざるそば・うどん	570円
天ぷらそば・うどん	770円
(麺大盛150円プラス)	770円
冷し中華	620円

海老フライ定食	520円
イートド定食	520円
日替り定食	520円
トンカツが焼定食	620円
しょうが焼定食	670円
ハンバーグ定食	670円
焼肉定食	670円
カレーライス	670円
カツカレー	670円

アフターコーヒー	150円
(アイスコーヒー)	200円

各種弁当、オードブル
会席等の出前もします。

丼物

ハイカラ丼	520円
ねばりつけ丼(生卵・小鉢・みそ汁付)	520円
玉子丼	520円
親子丼	570円
牛丼(生卵・小鉢・みそ汁付)	570円
カツ丼(セット150円プラス)	670円
ごはん	150円
おにぎり(1ヶ)	150円

ドリンクメニュー

ケーキセット	460円
アフターケーキセット	310円
モーニングコーヒー	210円
モーニングセット	410円

ブレンドコーヒー	310円
アイスコーヒー	410円
レモンティー	310円
ミルクティー	310円
アイスティー	410円
コーラ	310円
オレンジジュース	310円
グレープフルーツジュース	310円

※モーニングは午前10時30分まで

別紙5-3

職員勤務表

○この勤務表は基本形であり、必要に応じて勤務の振替や延長、勤務日の交替を行う。
 特にホールの影響で職員が1人配置とならないよう、勤務の振替や勤務延長で対応することもある。
 ○利用者のない点検日等は原則一人勤務として、他の者は勤務を振り替える。
 ○必要に応じて係で月毎に勤務時間を交代することもある。
 ○祝日等は次のようにする。

・常勤職員は原則休日だが、勤務の振替や代休によって必要な人員を確保し業務を行う。

・非常勤職員は原則勤務日だが、勤務日数を調整するために休日とすることもある。

・全員が普通救命急救講習(AED操作含む)修了者

館	長	常勤	日			月			火			水			木			金			
			午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	
開館時間(貸館時間 9:00~閉館)			8:30~19:00			8:30~21:00			8:30~21:00			8:30~21:00			8:30~21:00			8:30~21:00			
役	職	勤務形態	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	
総務係	長	常勤																			
事務職員A		常勤	8:30	17:15																	
事務職員B		常勤	8:30	17:15																	
事務職員C		常勤	8:30	17:15																	
事務職員D		常勤	8:30	17:15																	
生涯学習係	長	常勤																			
(技術指導員)																					
生涯学習指導員		常勤																			
(生涯学習指導員)																					
生涯学習相談員A		常勤	8:30	17:15																	
生涯学習相談員B		常勤	8:30	17:15																	
生涯学習相談員C		常勤	8:30	17:15																	
技術職員	長	常勤																			
技術職員		常勤																			
警備管理係	長	常勤	8:30	17:00																	
警備員A		常勤	8:30	17:00																	
警備員B		常勤	8:30	17:00																	

勤務時間

該当職員	勤務時間	備考
朝から勤務の職員	8:30~17:15	休憩1時間(12:00~13:00)
午後から勤務の職員	12:45~21:15	休憩45分(16:30~17:15)
連番勤務の職員	10:30~19:15	日曜・祝日も同じ、休憩1時間
夜勤務の警備員	19:15~21:15	日曜・祝日は17:15~19:15
朝勤務の警備員	7:30~8:30	